兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例

昭和35年3月31日
条例第23号

改正

昭和35年7月21日条例第40号	昭和35年12月27日条例第70号
昭和36年3月18日条例第4号	昭和36年4月15日条例第20号
昭和36年12月25日条例第55号	昭和37年4月1日条例第25号
昭和37年6月30日条例第32号	昭和37年12月15日条例第54号
昭和38年3月26日条例第7号	昭和38年12月25日条例第110号
昭和39年3月27日条例第4号	昭和39年7月5日条例第70号
昭和39年10月2日条例第83号	昭和39年12月25日条例第87号
昭和40年3月26日条例第8号	昭和40年7月1日条例第36号
昭和40年10月26日条例第46号	昭和40年12月28日条例第52号
昭和41年3月25日条例第8号	昭和41年6月1日条例第42号
昭和41年9月22日条例第48号	昭和41年12月27日条例第64号
昭和42年3月17日条例第10号	昭和42年6月20日条例第28号
昭和42年10月13日条例第32号	昭和42年12月18日条例第45号
昭和43年3月18日条例第14号	昭和43年6月10日条例第45号
昭和43年10月17日条例第57号	昭和43年12月19日条例第64号
昭和44年3月17日条例第8号	昭和44年6月10日条例第38号
昭和44年10月13日条例第52号	昭和44年12月23日条例第59号
昭和45年3月17日条例第8号	昭和45年6月10日条例第39号
昭和45年9月30日条例第42号	昭和45年12月21日条例第56号
昭和46年3月25日条例第33号	昭和46年6月11日条例第45号
昭和46年10月13日条例第63号	昭和46年12月23日条例第68号
昭和47年3月21日条例第9号	昭和47年10月11日条例第38号
昭和48年3月20日条例第11号	昭和48年8月1日条例第45号
昭和48年12月19日条例第55号	昭和49年3月12日条例第3号
昭和49年6月7日条例第40号	昭和49年9月26日条例第57号
昭和50年3月4日条例第6号	昭和50年6月9日条例第37号
昭和50年10月9日条例第45号	昭和50年12月19日条例第60号
昭和51年3月26日条例第26号	昭和51年6月4日条例第35号
昭和51年7月20日条例第36号	昭和51年10月9日条例第44号
昭和51年12月23日条例第53号	昭和52年2月1日条例第1号
昭和52年3月12日条例第6号	昭和52年6月7日条例第36号
昭和52年10月8日条例第43号	昭和53年3月25日条例第20号
昭和53年6月6日条例第40号	昭和53年9月20日条例第46号
昭和53年12月20日条例第51号	昭和54年3月1日条例第6号
昭和54年6月11日条例第33号	昭和54年10月4日条例第37号
昭和55年3月12日条例第2号	昭和55年6月5日条例第35号
昭和55年10月10日条例第40号	昭和55年11月21日条例第43号
昭和55年12月18日条例第45号	昭和56年3月27日条例第14号
昭和56年6月6日条例第22号	昭和56年7月28日条例第23号
昭和56年12月19日条例第29号	昭和57年6月5日条例第30号
昭和61年6月6日条例第29号	平成元年3月28日条例第12号
平成6年12月24日条例第40号	平成7年7月18日条例第32号
平成8年12月19日条例第33号	平成10年3月12日条例第5号
平成11年3月3日条例第7号	平成11年10月8日条例第47号

平成12年3月31日条例第44号　平成12年10月11日条例第56号
平成13年10月11日条例第44号　平成14年3月11日条例第3号
平成15年7月1日条例第55号　平成16年3月26日条例第30号
平成18年3月24日条例第36号　平成19年7月2日条例第40号
平成20年3月24日条例第27号　平成20年6月13日条例第41号
平成22年3月19日条例第22号　平成23年10月7日条例第36号
平成23年10月7日条例第40号　平成24年3月21日条例第5号
平成25年3月5日条例第4号　平成25年10月8日条例第32号
平成26年3月20日条例第20号　平成26年10月7日条例第41号
平成26年12月15日条例第46号　平成27年3月19日条例第22号
平成28年3月23日条例第26号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　県営住宅　県がその住民を入居させるために建設、買取り又は借上げを行った住宅及びその附帯施設をいう。

（2）　普通県営住宅　県営住宅のうち、次に掲げるものをいう。

ア　公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）に該当するもの

イ　公営住宅に準じて管理を行うもの

（3）　改良県営住宅　県営住宅のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）第2条第6項に規定する改良住宅に該当するものをいう。

（4）　特別賃貸県営住宅　前2号に掲げる県営住宅以外の県営住宅で、地域における多様な賃貸住宅需要に対応することを目的として設置されたものであって、規則で定める基準の収入のある者を入居させるためのものをいう。

（5）　共同施設　公営住宅に係る法第2条第9号に規定する共同施設、第2号イに規定する県営住宅若しくは特別賃貸県営住宅に係る同条第9号に規定する共同施設に類する施設又は改良県営住宅に係る改良法第2条第7号に規定する地区施設をいう。

（6）　収入　普通県営住宅及び改良県営住宅については公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいい、特別賃貸県営住宅については特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。

（7）　県営住宅建替事業　県が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

一部改正〔昭和38年条例7号・40年36号・46号・43年64号・45年8号・48年55号・56年29号・平成元年12号・7年32号・8年33号・20年27号・22年22号・27年22号〕

（公営住宅の整備基準）

第2条の2　法第5条第1項及び第2項の規定による条例で定める整備基準は、次項から第4項までに掲げるもののほか、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）で定める基準をもって、その基準とする。

2　公営住宅及び法第2条第9号に規定する共同施設の建設に当たっては、再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。

3　公営住宅の建設に当たっては、型式及び仕様がそれぞれ異なる住戸を組み合わせ、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活できるよう配慮するものとする。

4　公営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、その周辺の地域の住

民が利用できる施設とするものとする。

追加〔平成24年条例5号〕、一部改正〔平成27年条例22号〕

（設置）

第3条　県は、住宅に困窮する者等を入居させるため、次に掲げる県営住宅を置く。

（1）　普通県営住宅

（2）　改良県営住宅

（3）　特別賃貸県営住宅

2　県営住宅の名称、位置等は、規則で定める。

全部改正〔昭和56年条例29号〕、一部改正〔平成8年条例33号〕

（入居者の公募の方法）

第4条　知事は、次条に規定する場合を除くほか、県営住宅（改良県営住宅を除く。以下この条、次条、第12条、第15条、第57条から第60条まで、第62条及び第63条において同じ。）の入居者を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって公募するものとする。

（1）　新聞

（2）　テレビジョン

（3）　県の庁舎その他適当な場所における掲示

（4）　県の広報紙

2　前項の規定による公募に当たっては、知事は、当該県営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者の資格、入居の申込方法、入居者の選考方法及び入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

一部改正〔平成8年条例33号・22年22号〕

（公募の例外）

第5条　知事は、次に掲げる理由に係る者を前条第1項の規定による公募を行わないで、県営住宅（第3号、第7号又は第8号に掲げる理由に係る第2条第2号イに規定する県営住宅に入居している者にあっては、他の同号イに規定する県営住宅）に入居させることができる。

（1）　災害による住宅の滅失

（2）　不良住宅の撤去

（3）　普通県営住宅の借上げに係る契約の終了

（4）　県営住宅建替事業による公営住宅の除却

（5）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

（6）　土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定に受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

（7）　現に普通県営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている普通県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

（8）　普通県営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利便となること。

（9）　前各号に掲げるもののほか、知事が特別の事情があると認めること。

一部改正〔昭和36年条例20号・38年7号・40年36号・43年64号・45年8号・46年33号・48年11号・50年6号・52年6号・54年37号・56年29号・57年30号・61年29号・平成8年33号・18年36号・22年22号・27年22号〕

（改良県営住宅の入居者の公募の方法等に係る準用）

第6条　前2条の規定は、改良法第18条の規定により改良県営住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該改良県営住宅（以下「特定改良県営住宅」という。）につ

いて準用する。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（入居者の資格）

第7条　普通県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

（1）　現に県内に住所又は勤務場所を有する者であること。

（2）　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。

ア　60歳以上の者

イ　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

エ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上であるものその他これに類する者として知事が別に定めるもの

カ　生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

キ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

ク　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ケ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

コ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア)　配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ)　配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

サ　犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者

（3）　その者の収入が入居の申込みをした日においてアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。

ア　入居者が(ア)又は(イ)に該当する場合　259,000円

（ア） 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

（イ） 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として知事が別に定める日）から２年以内である場合

イ 入居者が(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

（ア） 入居者又は同居者に障害者基本法第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

（イ） 入居者又は同居者に前号ウからオまで又はキからサまでのいずれかに該当する者がある場合

（ウ） 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

（エ） 入居者及びその配偶者又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合

（オ） 配偶者のない者であり、かつ、同居者に扶養親族である20歳未満の子がある場合

（カ） 同居者に扶養親族である18歳未満の子が３人以上ある場合

ウ 公営住宅が、法第８条第１項若しくは第３項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第１項の規定による国の補助に係るもの又は法第８条第１項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から３年を経過した後は158,000円）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

（４） 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（５） その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

２ 県は、入居の申込みをした者が前項第２号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

３ 県は、入居の申込みをした者が第１項第２号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることができる。

一部改正〔昭和38年条例７号・40年36号・43年64号・45年８号・46年33号・48年11号・50年６号・52年６号・54年37号・55年40号・56年14号・29号・平成元年12号・７年32号・８年33号・12年56号・14年３号・18年36号・20年27号・41号・22年22号・23年36号・24年５号・26年20号・41号・27年22号〕

第８条 改良県営住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する者でなければならない。

２ 前項に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、同項の規定にかかわらず、前条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる要件を満たす者で、収入が入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えないものは、当該改良県営住宅に入居することができる。

（１） 前条第１項第３号アに掲げる場合 158,000円

（２） 前条第１項第３号イに掲げる場合 139,000円

（３） 前２号に掲げる場合以外の場合 114,000円

追加〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成12年条例56号・20年27号・22年22号・24年５号〕

第９条 特別賃貸県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で第７条第１項第５号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（１） 入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者で自ら居住するための住宅を必要とするもののうち、同居親族があるもの

（２）　災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸県営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの（入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。）

（３）　前号に掲げる者で第７条第１項第５号に掲げる要件を満たすもののほか、同居親族がない入居者の居住の用に供する特別賃貸県営住宅については、同居親族がない者で知事が定める基準に該当するもの（入居の申込みをした日において規則で定める基準の収入がある者に限る。）

２　知事は、特別賃貸県営住宅の供給の目的に応じて必要があると認める場合には、特別賃貸県営住宅に入居することができる者を、前項に規定する者で現に住宅に困窮していることが明らかなものに限ることができる。

追加〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成20年条例27号・24年５号〕

（入居者の資格の特例）

第10条　普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第３項の規定による公営住宅の用途の廃止若しくは同項の規定に準じて行う第２条第２号イに規定する県営住宅の用途の廃止により当該普通県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第７条第１項第１号から第４号までに掲げる要件を満たす者とみなす。

２　第７条第１項第３号ウに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号（同項第２号ただし書に規定する者にあっては、同項第１号及び第３号から第５号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から３年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

３　普通県営住宅については、次に掲げる者を第７条第１項第１号から第４号までに掲げる要件を満たす者とみなす。ただし、第１号に掲げる者にあっては、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）第５条第１項第１号の災害の発生した日から起算して３年を経過する日までの間に限る。

（１）　被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者であって、第７条第１項第４号に掲げる要件を満たすもの

（２）　福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条第１項に規定する居住制限者であって、第７条第１項第４号に掲げる要件を満たすもの

（３）　東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第１条に規定する被災者のうち、同法第８条第１項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年３月11日において居住していた者その他知事が別に定める者であって、第７条第１項第３号及び第４号に掲げる要件を満たすもの

４　前３項の規定は、特定改良県営住宅について準用する。

追加〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成20年条例27号・22年22号・24年５号・25年４号・32号・26年46号・27年22号・28年26号〕

（入居の申込み及び決定）

第11条　第７条から前条までに規定する入居者の資格のある者で県営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

２　知事は、次条から第15条までに定めるほか、前項の規定による入居の申込みがあったときは、当該申込みをした者を県営住宅の入居者に決定するものとする。

全部改正〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成８年条例33号・22年22号〕

（入居者の選考等）

第12条　知事は、前条第１項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超えるときは、当該申込みをした者について、普通県営住宅にあっては住宅に困窮する実情を調査して、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考して、特別賃貸県営住宅にあっては抽せんその他公正な方法により選考して、その入居者を決定するものとする。

（１）　住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

（２）　他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

（３）　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
（４）　正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）
（５）　住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
（６）　前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

一部改正〔昭和45年条例８号・55年40号・平成８年33号・22年22号〕

（普通県営住宅の入居者の抽せん）

第13条　知事は、前条の規定にかかわらず、第11条第１項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき普通県営住宅の戸数を著しく超えるときは、公開抽せんによって入居させるべき普通県営住宅の戸数の1.3倍以上に相当する者を抽出し、その者について、公開抽せんによって定めた順位に従い、住宅に困窮する実情を調査して、前条各号のいずれかに該当する者のうちから選考して、当該普通県営住宅の入居者を決定するものとする。

一部改正〔昭和45年条例８号・平成８年33号・22年22号〕

（特別賃貸県営住宅の入居者の選考等の特例）

第14条　知事は、第12条の規定にかかわらず、１回の募集ごとに賃貸しようとする特別賃貸県営住宅の戸数の５分の１を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して知事が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者のうちから選考して、当該特別賃貸県営住宅の入居者を決定することができる。

追加〔平成８年条例33号〕

（入居補欠者）

第15条　知事は、前３条の規定により入居者を選考する場合において、入居者に決定された者のほかに入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を県営住宅入居補欠者名簿に登録し、当該入居者に決定された者が入居を辞退し、若しくは入居の許可を取り消されたとき、又は当該入居補欠者の入居の申込みに係る県営住宅若しくはその付近の県営住宅が明け渡されたときは、当該入居順位に従い、当該入居補欠者を当該県営住宅の入居者に決定するものとする。

２　前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から１年とする。

一部改正〔昭和45年条例８号・平成８年33号〕

（改良県営住宅の入居者の選考等に係る準用）

第16条　第12条（普通県営住宅に係る部分に限る。）、第13条及び前条の規定は、特定改良県営住宅について準用する。

追加〔平成８年条例33号〕

（入居の許可）

第17条　知事は、第11条第２項、第12条若しくは第13条（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第14条又は第15条第１項（前条において準用する場合を含む。）の規定により県営住宅の入居者を決定したときは、その者に対して、県営住宅入居許可書（以下「許可書」という。）を交付して、県営住宅への入居可能の日を指定するものとする。

２　知事は、借上げに係る普通県営住宅の入居者を決定したときは、その者に対して、当該普通県営住宅の借上げの期間の満了時に当該普通県営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

一部改正〔平成８年条例33号〕

（定期使用許可）

第17条の２　知事は、その存する区域及び周辺区域の状況その他の実情に照らして特に必要があるものとして別に定める普通県営住宅については、あらかじめ、20年を超えない範囲内において規則で定める期間を限って入居を許可することができる。

追加〔平成18年条例36号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（入居の手続）

第18条　許可書の交付を受けた者は、知事の指定する期限までに次に掲げる手続をしなければならな

い。
（1）　普通県営住宅又は改良県営住宅の入居者は、3月分の家賃に相当する金額の敷金を納付すること。
（2）　特別賃貸県営住宅については、知事が別に定める金額の敷金を納付すること。
（3）　連帯保証人と連署した請書（連帯保証人と連署できない特別の事情のある規則で定める者にあっては、請書）を提出すること。
2　知事は、病気その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
一部改正〔昭和40年条例36号・56年14号・29号・平成6年40号・8年33号・22年22号〕
（連帯保証人の資格等）
第19条　前条第1項第3号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
（1）　独立の生計を営んでいること。
（2）　許可書の交付を受けた者と同程度以上の収入（規則で定める額以上のものに限る。）があること。
2　入居者は、前項に規定する連帯保証人を変更しなければならない規則で定める事由が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内にその旨を知事に届け出て、新たな連帯保証人について承認を受けなければならない。
追加〔昭和56年条例29号〕、一部改正〔平成元年条例12号・8年33号〕
（入居の承継）
第20条　県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条に定めるところにより（引き続き居住を希望する県営住宅が公営住宅以外の県営住宅である場合にあっては、同条の規定に準じて知事が定めるところにより）、その事由が生じた日から30日以内にその旨を知事に届け出て、その承認を受けなければならない。
全部改正〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成23年条例40号・27年22号〕
（敷金の運用）
第21条　知事は、敷金を公債又は土地の取得、預金等安全かつ確実な方法で運用するものとする。
2　前項の規定による敷金の運用によって得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。
一部改正〔昭和45年条例8号・56年29号・平成8年33号・22年22号〕
（収入の申告等）
第22条　普通県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。
2　前項の規定による収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
3　知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
4　入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。
追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成23年条例40号〕
（家賃の額）
第23条　普通県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定による認定に係る収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下第42条第2項、第44条第1項及び第2項、第47条第3項及び第4項並びに第59条第1項において同じ。）以下で、政令第2条に規定する方法により算定して規則で定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第51条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、普通県営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該普通県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
2　政令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、知事が別に定めるものとする。

3　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算定して規則で定める。

全部改正〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成8年条例33号・13年44号・22年22号〕

第24条　改良県営住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の法第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の政令（以下「旧政令」という。）第4条に規定する算定方法により算定した額に、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第3条及び第4条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の交付金額に相当する額を加えた額の範囲内において規則で定める。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成15年条例55号・19年40号〕

第25条　特別賃貸県営住宅の家賃は、前条に規定する算定方法に準じて算定した額に空家損失引当金を加えた額を基準として、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を失しない範囲内において規則で定める。

追加〔平成8年条例33号〕

（家賃の変更）

第26条　前2条に規定する家賃（敷金を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更することがある。

（1）　物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

（2）　改良県営住宅については、公営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

（3）　特別賃貸県営住宅については、近傍同種の住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。

（4）　県営住宅について改良を施したとき。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（家賃に対する助成）

第27条　知事は、特別賃貸県営住宅の入居者の家賃負担の軽減を図るため、期限を定めて家賃に対する助成を行うことができる。

2　前項の助成は、第25条の規定により定めた家賃の額と入居者の負担能力を勘案して規則で定める額との差額を当該家賃から減額することにより行う。

3　第1項に規定する家賃に対する助成の手続その他必要な事項は規則で定める。

追加〔平成元年条例12号〕、一部改正〔平成8年条例33号〕

（家賃の徴収期日等）

第28条　家賃は、知事が規則で定めるところにより徴収する。

2　家賃は、その月分を毎月末日までに納付しなければならない。

3　入居者が第41条第1項、第47条第1項又は第53条第1項の規定による明渡しの請求を受けたときは、明渡しの期限として知事が指定した日（明け渡した日が知事が指定した日前であるときは、当該明け渡した日）までの家賃を徴収する。

4　入居者が第48条に規定する手続を経ないで当該県営住宅を明け渡したときは、知事は明渡しの日を認定し、その日（その日が前項に規定する知事が指定した日後であるときは、当該知事が指定した日）までの家賃を徴収する。

5　入居者が県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

一部改正〔昭和55年条例2号・56年14号・29号・平成8年33号〕

（家賃の減免及び徴収猶予）

第29条　知事は、入居者（同居者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（1）　収入が著しく低額である場合

（2）　病気にかかった場合

（3）　災害によって著しい損害を受けた場合

（4）　前3号に掲げる場合のほか、特別の事情がある場合

一部改正〔昭和45年条例8号・平成8年33号・22年22号〕

（家賃の不還付）

第30条　既に納めた家賃は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成8年条例33号〕

（県の修繕義務）

第31条　県営住宅の家屋の基礎、柱、壁、屋根その他構造上重要な部分及び次に掲げる附帯施設（給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分を除く。）の修繕に要する費用は、県の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき理由によって修繕する必要が生じたときは、入居者の負担とする。

（1）　給水施設

（2）　排水施設（汚物処理槽を含む。）

（3）　電気施設

（4）　ガス施設

（5）　消火施設

（6）　共同じんかい処理施設

（7）　道

2　知事は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る普通県営住宅の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

一部改正〔平成8年条例33号・22年22号〕

（入居者の費用負担義務）

第32条　次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、第4号及び第5号に掲げる費用で、天災地変によって要するものについては、県が負担することがある。

（1）　電気、ガス及び水道の使用料（共同部分の使用料を含む。）

（2）　井戸、水洗便所（浄化槽を含む。）及び排水溝の維持に要する費用

（3）　汚物及びじんかいの処理に要する費用

（4）　畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

（5）　給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

（6）　共同施設の使用に要する費用

一部改正〔平成8年条例33号・22年22号〕

（共益費の徴収）

第33条　知事は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を規則で定めるところにより、入居者から共益費として徴収することができるものとする。

2　第28条第2項及び第5項の規定は、前項の費用について準用する。

3　知事は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用の全部又は一部を徴収しないことができる。

追加〔平成8年条例33号〕

（維持保全）

第34条　入居者は、当該県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2　入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって当該県営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成8年条例33号・22年22号〕

（転貸等の制限）

第35条　入居者は、当該県営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

2　入居者は、当該県営住宅への入居の際における同居親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。ただし、直系血族及び配偶

者を同居させるときは、省令第10条に定めるところにより、知事に届け出ることで足りる。

一部改正〔平成８年条例33号〕

（用途変更等の制限）

第36条　入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（１）　県営住宅の用途変更

（２）　県営住宅の模様替又は増築

（３）　県営住宅の敷地内の空地の用途変更（花園、植樹等の用途に使用する場合を除く。）

一部改正〔平成８年条例33号〕

（管理上必要な指示）

第37条　知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して、県営住宅の修繕その他必要な事項を指示することができる。

一部改正〔平成８年条例33号〕

（収入超過の認定等）

第38条　知事は、県営住宅（特別賃貸県営住宅を除く。以下次条及び第56条において同じ。）の入居者が当該県営住宅に引き続き３年以上入居している場合において、次に掲げる収入の基準の額を超える収入があると認定したときは、当該入居者に対して、その旨を通知するものとする。

（１）　普通県営住宅については、第７条第１項第３号に規定する金額

（２）　改良県営住宅については、第８条第２項に規定する金額

２　前項の規定による通知を受けた者（以下「収入超過者」という。）は、同項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

全部改正〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成８年条例33号〕

（明渡し努力義務）

第39条　収入超過者は、県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

一部改正〔昭和45年条例８号・平成８年33号〕

（高額所得の認定等）

第40条　知事は、普通県営住宅の入居者が当該普通県営住宅に引き続き５年以上入居している場合において、最近２年間引き続き政令第９条第１項に規定する収入の基準の額を超える高額の収入があると認定したときは、当該入居者に対して、その旨を通知するものとする。

２　入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における前項の収入の算定については、政令第９条第２項に定めるところによるものとする。

３　第38条第２項の規定は、第１項の規定により通知を受けた者（以下「高額所得者」という。）について準用する。

追加〔昭和56年条例14号〕、一部改正〔昭和56年条例29号・57年30号・平成８年33号〕

（高額所得者に対する明渡し請求）

第41条　知事は、高額所得者に対して、期限を定めて、その者が入居している普通県営住宅の明渡しを請求するものとする。

２　前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して６月を経過した日以後の日でなければならない。

３　第１項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該普通県営住宅を明け渡さなければならない。

４　知事は、第１項の規定による請求をした場合において、入居者（同居者を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

（１）　病気にかかっているとき。

（２）　災害により著しい損害を受けたとき。

（３）　近い将来において定年退職する等の理由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

（４）　前３号に準ずる特別の事情があるとき。

追加〔昭和45年条例8号〕、一部改正〔昭和55年条例2号・56年14号・平成8年33号・22年22号〕

（収入超過者の家賃）

第42条　普通県営住宅に係る収入超過者は、第23条第1項の規定にかかわらず、第38条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に普通県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算定した額を家賃として支払わなければならない。

2　知事は、前項に規定する家賃を算定しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3　第28条から第30条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（割増賃料）

第43条　改良県営住宅に係る収入超過者は、第24条の規定にかかわらず、第38条第1項の規定による認定に係る期間（当該収入超過者がその期間中に改良県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、家賃に住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧政令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項の中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の割増賃料を支払わなければならない。

2　第28条から第30条までの規定は、前項の割増賃料について準用する。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成22年条例22号・24年5号〕

（高額所得者の家賃等）

第44条　高額所得者は、第23条第1項及び第42条第1項の規定にかかわらず、第40条第1項の規定による認定に係る期間（当該高額所得者がその期間中に普通県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2　第41条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても普通県営住宅を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該普通県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる。

3　第28条及び第30条の規定は第1項の家賃について、第29条の規定は同項の家賃及び前項の金銭についてそれぞれ準用する。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（住宅のあっせん等）

第45条　知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、普通県営住宅に係る当該収入超過者が独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

追加〔昭和45年条例8号〕、一部改正〔昭和56年条例14号・61年29号・平成8年33号・11年47号・16年30号・22年22号〕

（期間通算）

第46条　知事が第10条第1項の規定による申込みをした者を他の普通県営住宅に入居させた場合における第38条から第42条まで、第44条及び前条の規定の適用については、その者が普通県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止若しくは同項の規定に準じて行う第2条第2号イに規定する県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき普通県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の普通県営住宅に入居している期間に通算する。

2　知事が第54条の規定による申出をした者を県営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第38条から第42条まで、第44条及び前条の規定の適用については、その者が当該県営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整

備された公営住宅に入居している期間に通算する。

全部改正〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成8年条例33号・27年22号〕

（入居の許可の取消し等）

第47条　知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、当該県営住宅の入居の許可を取り消し、又は当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

（1）　正当な理由がなく、第18条第1項に規定する手続を怠ったとき。

（2）　入居の手続の内容に虚偽があったことが判明したとき。

（3）　正当な理由がなく、15日以上県営住宅を使用しないとき。

（4）　不正の行為によって入居したとき。

（5）　家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。

（6）　県営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

（7）　県営住宅又は共同施設の使用に関し、入居者の共同の利益に著しく反する行為をしたとき。

（8）　第34条から第36条までの規定に違反したとき。

（9）　第37条の規定による知事の指示に従わなかったとき。

（10）　入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

（11）　普通県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2　入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、知事の指定する期限までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3　知事は、第1項第4号の規定に該当することにより普通県営住宅の入居者に対して同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を徴収することができる。

4　知事は、第1項第1号から第10号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、普通県営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、改良県営住宅及び特別賃貸県営住宅にあってはその家賃の額の2倍に相当する額以下で、それぞれ規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5　知事は、第1項第11号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6　知事は、普通県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該普通県営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

一部改正〔昭和37年条例32号・38年7号・40年36号・45年8号・55年2号・平成元年12号・8年33号・20年27号・22年22号〕

（県営住宅の明渡し）

第48条　入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、30日前までに知事に届け出て、県営住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けなければならない。

一部改正〔平成8年条例33号・18年36号〕

（敷金の還付）

第49条　知事は、県営住宅の明渡しを受けたときは、敷金を還付する。ただし、県営住宅を明け渡そうとする者がこの条例に規定する家賃、割増賃料若しくは金銭を納付していないとき、又はその他の債務を履行していないときは、敷金から当該家賃、割増賃料若しくは金銭に相当する額又は当該債務の弁済に必要な額を控除する。この場合においては、敷金の額が控除すべき額に満たないときは、県営住宅を明け渡そうとする者は、直ちにその差額を納付しなければならない。

2　前項の規定により敷金を還付する場合には、これに利子を付けないものとする。

一部改正〔昭和45年条例8号・平成8年33号〕

（県営住宅管理人）

第50条　知事は、県営住宅監理員の職務を補助させるため、県営住宅管理人を置くことができる。

一部改正〔昭和45年条例8号・平成8年33号〕

（収入状況の報告の請求等）

第51条　知事は、第18条第２項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第23条第１項若しくは第42条第１項の規定による家賃の決定、第29条（第42条第３項、第43条第２項又は第44条第３項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第38条第１項の規定による認定、第41条第１項の規定による明渡しの請求、第45条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、県営住宅監理員が必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

２　知事又は県営住宅監理員は、前項の規定により知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

一部改正〔平成８年条例33号・22年22号・27年22号〕

（立入検査）

第52条　知事は、県営住宅又は共同施設の管理上必要があると認めるときは、県営住宅又は共同施設監理員及び知事の指定する者に県営住宅又は共同施設の検査をさせることができる。

２　前項の検査をする場合において、現に入居している県営住宅に立ち入るときは、当該県営住宅の入居者の所在が不明である場合その他入居者の承諾を得ることができない場合を除き、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

３　第１項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成８年条例33号・18年36号・22年22号〕

（意見の聴取）

第52条の２　知事は、県営住宅に入居し、又は入居者と同居しようとする者が、第７条第１項第５号に掲げる要件を満たすかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

２　知事は、県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔平成20年条例27号〕、一部改正〔平成24年条例５号〕

（県営住宅建替事業による明渡し請求等）

第53条　知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却する必要があるときは、当該公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

２　前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して３月を経過した日以後の日でなければならない。

３　第１項の規定による請求を受けた者は、その期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

追加〔昭和45年条例８号〕、一部改正〔平成８年条例33号・27年22号〕

（新たに整備される公営住宅への入居）

第54条　前条第１項の規定による請求を受けた者が当該県営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、その旨を知事に申し出なければならない。

追加〔昭和45年条例８号〕、一部改正〔平成８年条例33号・27年22号〕

（県営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第55条　知事は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第23条第１項、第42条第１項又は第44条第１項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

追加〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成27年条例22号〕

（県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第56条　知事は、法第44条第３項（改良法第29条第１項において準用する場合を含む。）の規定による公営住宅若しくは改良県営住宅の用途の廃止又は法第44条第３項の規定に準じて行う第２条第２号イに規定する県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃

を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第23条第1項、第24条、第42条第1項、第44条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に定めるところにより（第2条第2号イに規定する県営住宅に入居させる場合にあっては、政令第11条に定めるところに準じて）、当該入居者の家賃を減額するものとする。

追加〔平成8年条例33号〕、一部改正〔平成27年条例22号〕

（県営住宅の使用の許可）

第57条　知事は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が県営住宅を使用して公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号）第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅の使用を許可することができる。

2　前項に定める場合のほか、知事は、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者その他の者で県営住宅を使用させることが必要であるものとして規則で定めるものに対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅の使用を許可することができる。

3　知事は、前2項の規定による許可に条件を付することができる。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（使用の許可の申請等）

第58条　前条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、県営住宅の使用の目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2　知事は、前項の規定による許可の申請があったときは、当該申請をした者に対して、許可する場合にあっては許可する旨及び県営住宅の使用開始許可の日を、許可しない場合にあっては許可しない旨及びその理由を通知するものとする。

3　前条第1項又は第2項の規定による許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）は、知事の指定する期限までに3月分の使用料に相当する金額の敷金を納付しなければならない。

4　知事は、許可使用者が災害によって著しい損害を受けた場合その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（使用料）

第59条　許可使用者は、普通県営住宅にあっては近傍同種の住宅の家賃の額以下で、特別賃貸県営住宅にあってはその家賃の額以下で、それぞれ規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2　第57条第1項の許可を受けた社会福祉法人等が社会福祉事業等において県営住宅を現に使用する者から当該使用の対価として金銭を徴収する場合、当該金銭の合計額は、前項の使用料の額を超えてはならない。

3　前条第4項の規定は、使用料について準用する。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（報告の請求）

第60条　知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、許可使用者に対して、県営住宅の使用状況の報告を求めることができる。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（申請内容の変更）

第61条　許可使用者は、第58条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号〕

（使用の許可の取消し等）

第62条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可使用者に対して、当該県営住宅の使用の許可を取り消し、及び当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

（1）　許可使用者が第57条第1項又は第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

（2）　県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（管理に関する規定の準用）

第63条　第28条、第30条、第31条第１項、第32条から第34条まで、第35条第１項、第36条、第37条、第47条第２項から第４項まで、第48条、第49条、第52条及び第53条の規定は、許可使用者による県営住宅の使用について、これを準用する。

２　前項の規定により次の表の左欄に掲げる規定を許可使用者による県営住宅の使用について準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第28条第１項及び第２項	家賃	使用料
第28条第３項	入居者	許可使用者
	第41条第１項、第47条第１項又は第53条第１項	第63条第１項において準用する第53条第１項又は第62条
	家賃	使用料
第28条第４項	入居者	許可使用者
	第48条	第63条第１項において準用する第48条
	家賃	使用料
第28条第５項	入居者	許可使用者
	に入居した	の使用を開始した
	入居期間	使用期間
	家賃	使用料
第30条	家賃	使用料
第31条第１項及び第32条	入居者	許可使用者
第33条第１項	入居者から	許可使用者から
第33条第２項	第28条第２項及び第５項	第63条第１項において準用する第28条第２項及び第５項
第34条、第35条第１項、第36条及び第37条	入居者	許可使用者
第47条第２項	入居者	許可使用者
	前項	第62条
第47条第３項	第１項第４号の規定に該当することにより	不正の行為によって
	入居者	許可使用者
	同項	第62条
	者から、入居した	許可使用者から、使用を開始した
	受けた家賃	受けた使用料
第47条第４項	第１項第１号から第９号までの規定に該当することにより同項	第62条
	者から	許可使用者から
	改良県営住宅及び特別賃貸県営住宅	特別賃貸県営住宅
第48条	入居者	許可使用者
第49条第１項	家賃、割増賃料	使用料
第52条第２項	入居している	第57条第１項又は第２項の規定による許可を受けて使用し

		ている
	入居者	許可使用者
第53条第1項	入居者	許可使用者

追加〔平成13年条例44号〕、一部改正〔平成18年条例36号・22年22号〕

（駐車場の利用の許可）

第64条　県営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2　駐車場の名称、位置等は、規則で定める。

追加〔平成20年条例27号〕

（駐車場の利用の許可の申請）

第65条　前条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の利用に係る自動車の登録番号及び種別その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成20年条例27号〕

（利用許可の基準等）

第66条　駐車場を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

（1）　県営住宅の入居者若しくは同居者又は第57条第1項若しくは第2項の規定による許可に基づき普通県営住宅を使用する者（第3項において「入居者等」という。）であること。

（2）　自ら利用するため駐車場を必要としていること。

（3）　県営住宅の入居若しくは使用の許可を取り消され、又は明渡しの請求を受けていないこと。

2　知事は、前条の規定による利用許可の申請をした者の数が利用許可をすべき駐車場の区画数を超える場合においては、抽せんにより利用許可をすべき者を決定するものとする。ただし、当該申請をした者に身体障害者であることその他特別な事情がある場合には、抽せんによらないで当該者に対して利用許可をすることができる。

3　知事は、前2項の規定にかかわらず、入居者等以外の者で自ら利用するため駐車場を必要としているものに対して、県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、利用許可をすることができる。

追加〔平成20年条例27号〕

（利用許可の通知等）

第67条　知事は、第65条の規定による利用許可の申請があったときは、利用許可をする場合にあってはその旨及び駐車場の利用開始の日を、利用許可をしない場合にあってはその旨及びその理由を当該申請をした者に対して通知するものとする。

追加〔平成20年条例27号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（申請内容の変更等）

第68条　前条の規定による利用許可をする旨の通知を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）は、第65条の規定による申請の内容に変更が生じたとき、又は第66条第1項に規定する者でなくなったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2　駐車場利用者は、駐車場の利用を廃止しようとするときは、30日前までに知事に届け出なければならない。

追加〔平成20年条例27号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（利用許可の取消し等）

第69条　知事は、駐車場利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場利用者に対して、当該駐車場の利用許可を取り消し、及び当該駐車場の明渡しを請求することができる。

（1）　第66条第1項に規定する者でなくなったとき。

（2）　正当な理由がなく、1月以上駐車場を使用しないとき。

（3）　不正の行為によって駐車場を利用したとき。

（4）　第71条第1項に規定する利用料金を3月以上滞納したとき。

（5）　駐車場又はこれに附帯する設備を故意に損傷したとき。

（6）　前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

２　前項の規定により請求を受けた駐車場利用者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

追加〔平成20年条例27号〕、一部改正〔平成22年条例22号〕

（管理）

第70条　知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、県営住宅及び共同施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

追加〔昭和55年条例２号〕、一部改正〔昭和55年条例40号・平成８年33号・13年44号・18年36号・20年27号〕

（利用料金）

第71条　駐車場利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

２　利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

３　利用料金の額は、近傍同種の駐車場の駐車料金を考慮して規則で定める額の範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

４　指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、その納付を猶予し、又は返還することができる。

追加〔平成20年条例27号〕

（補則）

第72条　この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和45年条例８号・55年２号・平成８年33号・13年44号・20年27号〕

附　則

（施行期日）

１　この条例中、第16条第２項の規定は、公布の日から施行し、昭和35年４月分の家賃から適用し、第15条の規定は、公布の日から起算して４箇月をこえない範囲内で規則で定める日から施行し、その他の規定は、昭和35年４月１日から施行する。（昭和35年６月規則第42号で、同35年７月１日から施行）

（兵庫県営住宅管理条例の廃止）

２　兵庫県営住宅管理条例（昭和27年兵庫県条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過規定）

３　この条例の施行の際現に県営住宅であって、旧条例の適用について第１種県営住宅又は第２種県営住宅とみなされていたものは、普通県営住宅とみなして、この条例の規定を適用する。

一部改正〔平成８年条例33号・22年22号〕

４　この条例の施行前既に旧条例の規定によりなされた許可、承認その他の処分又は届出その他の手続は、それぞれこの条例の各相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

一部改正〔平成８年条例33号〕

（過疎地域等に係る入居者の資格の特例）

５　当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域その他の政令附則第７項に定める地域内の普通県営住宅に係る第７条の規定の適用については、当該普通県営住宅の入居者が、同居親族がない場合においても、同条第１項第２号に掲げる要件を満たす者とみなす。

全部改正〔平成８年条例33号〕、一部改正〔平成12年条例44号・24年５号〕

（阪神・淡路大震災に係る入居者の資格の特例）

６　普通県営住宅については、当分の間、次に掲げる者で第７条第１項第４号及び第５号に掲げる要件を満たし、かつ、入居の申込みをした日における収入が214,000円を超えないものを同項各号に掲げる要件を満たし、かつ、入居の申込みをした日における収入が214,000円を超えない者とみなす。

（１）　阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者

（２）　前号に掲げる者のほか、平成７年１月17日において阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた者のうち、阪神・淡路大震

災により県の区域外に転出したもの

全部改正〔平成10年条例5号〕、一部改正〔平成11年条例7号・22年22号・24年5号・26年20号〕

（ハンセン病療養所入所者等に係る入居者の資格の特例）

7　普通県営住宅については、当分の間、第7条第1項第2号ケに掲げる者で同項第3号から第5号までに掲げる要件を満たすものを同項各号に掲げる要件を満たす者とみなす。

追加〔平成14年条例3号〕、一部改正〔平成24年条例5号・26年20号〕

（兵庫県地域創生条例に基づき講ずる施策に係る入居者の資格の特例）

8　兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）第9条の規定により講ずる施策に係る事業の用に供するものとして知事が別に定める普通県営住宅については、当分の間、県外に住所を有する者で次に掲げる要件のいずれか及び第7条第1項第3号から第5号までに掲げる要件を満たすものを同項各号に掲げる要件を満たす者とみなす。

（1）　入居者に県内に住所を有する親があり、かつ、同居者に中学校を卒業するまでの者があること。

（2）　入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であること。

追加〔平成28年条例26号〕

（家賃の特例）

9　知事は、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第40号）の施行の日（以下「施行日」という。）から普通県営住宅の借上げに係る契約（独立行政法人都市再生機構と締結した契約であって、平成8年度から平成12年度までの間に締結したものに限る。）の終了の日までの間に、当該普通県営住宅の入居者（施行日前から引き続き入居している者に限る。）を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第23条第1項、第42条第1項又は第44条第1項の規定にかかわらず、政令第11条の規定に準じて、当該入居者の家賃を減額するものとする。

追加〔平成23年条例40号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕

10　平成25年4月1日前から引き続き普通県営住宅又は知事が別に定める改良県営住宅に入居している者について、当該者が同月以後に当該普通県営住宅又は改良県営住宅に入居した場合に適用されるべき同月以後の家賃の額が当該者に係る同月前の家賃の額を勘案して知事が算定する額（以下「従前家賃相当額」という。）を超える場合において、知事が当該者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第23条第1項、第24条、第42条第1項又は第43条第1項の規定にかかわらず、当該者が同月以後の家賃として支払うべき額は、従前家賃相当額とする。

追加〔平成25年条例4号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕

11　兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成元年兵庫県条例第12号）の施行の日前に設置された特別賃貸県営住宅の家賃については、第25条の規定にかかわらず、同条例による改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定の例による。

追加〔平成元年条例12号〕、一部改正〔平成7年条例32号・8年33号・14年3号・23年40号・25年4号・28年26号〕

附　則（昭和35年7月21日条例第40号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和32年7月1日から適用する。

（昭和34年度に建設した兵庫県営住宅の使用料の額等の特例に関する条例の廃止）

2　昭和34年度に建設した兵庫県営住宅の使用料の額等の特例に関する条例（昭和35年兵庫県条例第22号）は、廃止する。

附　則（昭和35年12月27日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和36年3月18日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和36年４月15日条例第20号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和36年12月25日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和37年４月１日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和37年６月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和37年12月15日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和38年３月26日条例第７号）

この条例は、昭和38年４月１日から施行する。ただし、第２条第５号、第５条第４号及び第５号、第６条第３号、第25条第１項、第27条第１項（同項各号列記以外の部分を除く。）並びに附則第６項の改正規定並びに附則第６項の次に３項を加える改正規定は、昭和37年６月１日から適用する。

附　則（昭和38年12月25日条例第110号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年３月27日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年７月５日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年10月２日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改訂に係る部分は、昭和39年11月１日から施行する。

附　則（昭和39年12月25日条例第87号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改訂に係る部分は、昭和40年１月１日から施行する。

附　則（昭和40年３月26日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年７月１日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年10月26日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年12月28日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改訂に係る部分は、昭和41年１月１日から施行する。

附　則（昭和41年３月25日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年６月１日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改訂に係る部分は、昭和41年７月１日から施行する。

附　則（昭和41年９月22日条例第48号）

この条例は、昭和41年10月１日から施行する。

附　則（昭和41年12月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和42年３月17日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、別表第２種木造住宅の部中、揖保郡林田町に係る改正部分については、昭和42年３月５日から適用する。ただし、別表第２種簡易耐火住宅の部中北条町清水住宅及び北条高室住宅にかかる改正部分については、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和42年６月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和42年10月13日条例第32号）

この条例は、昭和42年11月１日から施行する。

附　則（昭和42年12月18日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和43年１月１日から施行する。

附　則（昭和43年３月18日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和43年６月10日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則（昭和43年10月17日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年12月19日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中家賃の改定に係る部分は昭和44年１月１日から、第25条及び第27条の改定規定は昭和44年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年３月17日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中家賃の改定に係る部分は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年６月10日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年10月13日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和44年11月１日から施行する。

附　則（昭和44年12月23日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和45年１月１日から施行する。

附　則（昭和45年３月17日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中家賃の改定に係る部分は、昭和45年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条の２第１項の規定による請求は、この条例の公布の日の前日において現に県営住宅に入居している者については、昭和46年６月10日以後でなければすることができない。

附　則（昭和45年６月10日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和45年７月１日から施行する。

附　則（昭和45年９月30日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和45年10月１日から施行する。

附　則（昭和45年12月21日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和46年１月１日から施行する。

附　則（昭和46年３月25日条例第33号）

この条例は、昭和46年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定（家賃の改定に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年６月11日条例第45号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和46年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（明石舞子住宅地区下水道条例の一部改正）

２　明石舞子住宅地区下水道条例（昭和42年兵庫県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項中「財団法人兵庫県住宅団地サービス・センター」を「財団法人兵庫県住宅管理センター」に改める。

附　則（昭和46年10月13日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和46年12月１日から施行する。

附　則（昭和46年12月23日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年３月21日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和47年10月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、家賃の改定に係る部分のうち、高丸テラスに係るものは昭和47年11月１日から、その他のものは昭和48年１月１日から施行し、新築に係る部分については公布の日から起算して６箇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和47年12月規則第92号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（１）　第１種中層耐火住宅のうち加古川西鉄筋住宅、第２種中層耐火住宅のうち加古川西鉄筋住宅及び第１種簡易耐火住宅のうち篠山郡家テラス住宅に係る部分　公布の日

（２）　第１種中層耐火住宅のうち上甲子園鉄筋住宅並びに第１種簡易耐火住宅のうち西脇谷町テラス住宅、夢前清水谷テラス住宅及び日高国府テラス住宅に係る部分　昭和47年12月15日

（３）　第１種中層耐火住宅のうち三木大塚鉄筋住宅並びに第１種簡易耐火住宅のうち新宮向畑テラス住宅及び五色都志テラス住宅に係る部分　昭和48年２月１日

（４）　第１種中層耐火住宅のうち姫路江鮒鉄筋住宅及び姫路青山鉄筋住宅、第２種中層耐火住宅のうち姫路青山鉄筋住宅並びに第１種簡易耐火住宅のうち豊岡一本松テラス住宅、出石和田山テラス住宅、村岡テラス住宅及び浜坂三谷テラス住宅に係る部分　昭和48年３月１日

（５）　第１種中層耐火住宅のうち野寄鉄筋住宅、押部谷鉄筋住宅、太子天満山鉄筋住宅、北淡浅野鉄筋住宅及び南淡福良鉄筋住宅、第２種中層耐火住宅のうち押部谷鉄筋住宅及び太子天満山鉄筋住宅並びに第１種簡易耐火住宅のうち温泉町テラス住宅及び養父広谷テラス住宅に係る部分　昭和48年４月１日〕

附　則（昭和48年３月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条第８号、第25条第１項及び第27条第１項の改正規定は昭和48年４月１日から、別表の改正規定中新築に係る部分については公布の日から起算して６箇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和48年７月規則第66号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（１）　第１種中層耐火住宅のうち姫路江鮒鉄筋住宅並びに第２種中層耐火住宅のうち玉津東鉄筋住宅及び玉津王塚鉄筋住宅に係る部分　昭和48年７月１日

（２）　第１種高層耐火住宅のうち仁川高層住宅、第１種中層耐火住宅のうち魚崎南鉄筋住宅、尼崎立花北鉄筋住宅、明石長坂寺鉄筋住宅及び太子天満山鉄筋住宅並びに第２種中層耐火住宅のうち押部谷鉄筋住宅及び明石長坂寺鉄筋住宅に係る部分　昭和48年８月１日

（３）　第１種高層耐火住宅のうち鈴蘭台高層住宅、第１種中層耐火住宅のうち姫路下手野鉄筋住宅及び洲本宇原鉄筋住宅並びに第２種中層耐火住宅のうち姫路下手野鉄筋住宅に係る部分　昭和48年９月１日〕

附　則（昭和48年８月１日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年12月19日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和49年3月規則第40号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種中層耐火住宅のうち高砂米田鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち高砂米田鉄筋住宅に係る部分 昭和49年3月30日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち押部谷鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち玉津王塚鉄筋住宅に係る部分 昭和49年5月1日〕

附 則(昭和49年3月12日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年6月7日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定(五色都志テラスに係る部分を除く。)は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和49年10月規則第90号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 夢前清水谷テラス住宅、出石和田山テラス住宅及び養父広谷上野テラス住宅に係る部分 昭和49年10月1日

(2) 相生若狭野テラス住宅、豊岡一本松テラス住宅及び春日石才テラス住宅に係る部分 昭和49年11月1日〕

附 則(昭和49年9月26日条例第57号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中新多聞鉄筋及び柏原南多田鉄筋に係る部分並びに同表第2種中層耐火住宅の部の改正規定中新多聞鉄筋に係る部分は、公布の日から施行する。

〔昭和49年11月規則第95号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種高層耐火住宅の伊川谷高層住宅、第1種中層耐火住宅のうち豊岡一本松鉄筋住宅、第2種中層耐火住宅のうち伊川谷鉄筋住宅及び第2種簡易耐火住宅の小野新部住宅に係る部分 昭和49年11月10日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち高砂米田鉄筋住宅及び市川坂戸鉄筋住宅並びに第2種中層耐火住宅のうち高砂米田鉄筋住宅に係る部分 昭和49年12月1日〕

附 則(昭和50年3月4日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第8号、第25条第1項及び第27条第1項の改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年6月9日条例第37号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中小野垂井鉄筋に係る部分及び同表第2種中層耐火住宅の部の改正規定中小野垂井鉄筋に係る部分は公布の日から、同表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中大開鉄筋に係る部分及び同表第2種簡易耐火住宅の部の改正規定は昭和50年7月1日から施行する。

〔昭和50年7月規則第76号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種中層耐火住宅のうち西宮段上鉄筋及び西宮老松鉄筋、第2種中層耐火住宅のうち西宮老松鉄筋及び高砂米田鉄筋並びに第1種簡易耐火住宅の五色鮎原テラスに係る部分 昭和50年8月1日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち姫路書写鉄筋、社梶原鉄筋及び播磨本荘鉄筋並びに第2種中層耐火住宅のうち姫路書写鉄筋、社梶原鉄筋及び播磨本荘鉄筋に係る部分 昭和50年9月20日

(3) 第1種中層耐火住宅のうち姫路江鮒鉄筋及び第2種中層耐火住宅のうち姫路江鮒鉄筋に係る部分 昭和50年10月20日〕

附 則(昭和50年10月9日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中姫路御着鉄筋、播磨野添鉄筋、西脇谷町鉄筋、柏原南多田鉄筋及び洲本宇原鉄筋に係る部分並びに第2種中層

耐火住宅の部の改正規定中姫路御着鉄筋及び播磨野添鉄筋に係る部分は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和50年11月規則第105号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1） 第1種中層耐火住宅のうち西脇谷町鉄筋及び柏原南多田鉄筋に係る部分 昭和50年11月20日

（2） 第1種中層耐火住宅のうち姫路御着鉄筋、播磨野添鉄筋及び洲本宇原鉄筋に係る部分並びに第2種中層耐火住宅のうち姫路御着鉄筋及び播磨野添鉄筋に係る部分 昭和50年12月1日〕

附　則（昭和50年12月19日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中姫路青山第2鉄筋、尼崎高田鉄筋及び津名塩尾鉄筋に係る部分、同表第2種中層耐火住宅の部の改正規定中姫路青山第2鉄筋に係る部分並びに同表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定中山崎三谷テラス及び夢前清水谷テラスに係る部分は公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から、同表第2種簡易耐火住宅の部の改正規定は、昭和51年1月1日から施行する。

〔昭和51年4月規則第47号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1） 第1種簡易耐火住宅のうち山崎三谷テラス及び夢前清水谷テラスに係る部分 昭和51年4月10日

（2） 第1種中層耐火住宅のうち姫路青山第2鉄筋、尼崎高田鉄筋及び津名塩尾鉄筋に係る部分並びに第2種中層耐火住宅のうち姫路青山第2鉄筋に係る部分 昭和51年4月20日〕

附　則（昭和51年3月26日条例第26号）

改正　昭和51年7月20日条例第36号　昭和51年10月9日条例第44号
昭和52年2月1日条例第1号　昭和52年3月12日条例第6号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部に4項を加える改正規定、同表第2種中層耐火住宅の部に1項を加える改正規定並びに同表第1種簡易耐火住宅の部に新宮向畑テラスの項及び五色鮎原テラスの項を加える改正規定は公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から、家賃の改定に係る部分は昭和51年7月1日から施行する。

〔昭和51年4月規則第50号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1） 第1種中層耐火住宅のうち西宮段上鉄筋住宅に係る部分 昭和51年5月1日

（2） 第1種中層耐火住宅のうち小野垂井鉄筋住宅及び社梶原鉄筋住宅に係る部分 昭和51年5月10日〕

〔昭和51年6月規則第55号で、第1種中層耐火住宅のうち播磨本荘鉄筋住宅、第2種中層耐火住宅のうち播磨本荘鉄筋住宅並びに第1種簡易耐火住宅のうち新宮向畑テラス住宅及び五色鮎原テラス住宅に係る部分については、昭和51年7月1日から施行〕

（家賃の特例）

2 附則別表に掲げる住宅に係る昭和51年7月1日から昭和53年3月31日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げる期間に応じて当該住宅ごとに定める家賃とする。ただし、昭和51年7月1日前に第26条の2第1項の規定により高額の収入があると認められた者に係る家賃については、この限りでない。

3 昭和51年7月1日から昭和52年4月30日までの間に第26条の2第1項の規定により高額の収入があると認められた者の昭和52年5月分以降の家賃は、前項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる額とする。

附則別表

第1種中層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月	昭和52年4月

					1日から 昭和52年3月 31日まで	1日から 昭和53年3月 31日まで
23	大倉山鉄筋	神戸市兵庫区馬場町	4階建	48	円 7,100	円 12,100
23	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	7,000	12,000
24	高羽鉄筋	神戸市灘区楠丘町3丁目	4階建	96	7,400	12,400
24	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	47 1	7,200 7,000	12,200 12,000
24	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24	7,350	11,000
25	高羽鉄筋	神戸市灘区楠丘町3丁目	4階建	48	7,400	12,400
25	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	7,300	12,300
25	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24 24	7,000 14,600	10,800 18,400
25	鷹匠鉄筋	明石市鷹匠町	4階建	24	15,000	16,300
25	北難波鉄筋	尼崎市西難波町6丁目	4階建	48	7,300	12,300
26	本庄鉄筋	神戸市東灘区深江北町5丁目	4階建	104	8,600	13,600
26	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48 48	8,200 8,500	13,200 13,500
27	森鉄筋	神戸市東灘区本庄町2丁目	4階建	48	7,800	12,800
27	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24	15,400	19,500
28	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	4階建	40	7,800	12,800
28	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	9,000	14,000
29	林崎鉄筋	明石市宮の上	4階建	32	8,100	11,000
29	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	96	8,600	13,600
29	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	8,900	13,900
30	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	24 8	8,800 8,400	13,800 13,400
31	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	48 16	8,750 15,000	13,750 15,000
32	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	5階建	64	2階部分9,2003・4階部分8,8005階部分8,600	2階部分14,2003・4階部分13,8005階部分13,600
32	高丸鉄筋（1号棟）	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	14,700	19,700
33	高丸鉄筋（2号棟）	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	14,700	19,700
33	高丸鉄筋（3号棟）	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	24	7,900	12,900
33	高丸鉄筋（5号棟）	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	7,900	12,900

33	武庫川鉄筋	尼崎市元浜町４丁目	４階建	24	8,700	11,400
34	高丸鉄筋（７・８号棟）	神戸市垂水区高丸５丁目	６階建	118	8,250	13,250
35	高丸鉄筋（４・６・９・10号棟）	神戸市垂水区高丸５丁目	４階建	110	8,800	13,800
36	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	４階建	32	16,200	21,200
36	杭瀬鉄筋	尼崎市常光寺西ノ町２丁目	４階建	24	9,500	13,400
36	烏帽子鉄筋	神戸市灘区烏帽子町１丁目	５階建	40	9,500	14,300
37	板宿鉄筋	神戸市須磨区禅昌寺町１丁目	５階建	40	10,000	11,300
37	杭瀬鉄筋	尼崎市常光寺西ノ町２丁目	４階建	48	9,800	13,700
37	烏帽子鉄筋	神戸市灘区烏帽子町１丁目	５階建	30	10,000	14,500
38	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	５階建	80	10,200	11,300
38	神戸大日鉄筋	神戸市葺合区大日通１丁目	６階建	107	Ｓ型 11,500 Ａ型 10,500 Ｂ型 11,900 Ｃ型 12,000 Ｄ型 12,500	Ｓ型 14,000 Ａ型 13,000 Ｂ型 14,500 Ｃ型 14,500 Ｄ型 15,000
38	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台６丁目	５階建	90	10,800	11,300
39	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台６丁目	５階建	50	10,800	11,300
39	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	５階建	80	10,200	11,300
39	尼崎立花鉄筋	尼崎市七松町３丁目	５階建	50	10,200	13,400
39	尼崎西川鉄筋	尼崎市西川	５階建	62	10,800	13,000
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台４丁目	５階建	60	10,800	12,000
40	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	５階建	159	10,200	11,300
41	明石舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台６丁目及び７丁目	５階建	260	11,800	13,000
41	浜鉄筋	尼崎市浜	５階建	49	10,500	12,800
41	今津鉄筋	西宮市今津出在家町	５階建	59	10,700	15,000
42	明石舞子鉄筋	明石市松ケ丘１丁目	５階建	250	12,500	13,000
42	浜鉄筋	尼崎市浜	５階建	80	11,300	14,100
42	杭瀬鉄筋	尼崎市杭瀬北新町２丁目	４階建	8	11,100	15,000
43	浜鉄筋	尼崎市浜	５階建	50	12,200	15,000

43	櫨塚鉄筋	西宮市櫨塚町	5階建	40	12,500	14,100
44	上坂部鉄筋	尼崎市上坂部	5階建	40	12,500	13,600
44	櫨塚鉄筋	西宮市櫨塚町	5階建	104	13,000	14,100
44	浜(つばめ)鉄筋	尼崎市浜	5階建	16	13,000	13,800
45	浜(つばめ)鉄筋	尼崎市浜	5階建	14	13,000	13,800

第2種中層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月1日から昭和52年3月31日まで	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
30	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	4階建	32	円 4,800	円 7,800
32	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	4階建	32	4,800	7,800
33	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	4階建	24	4,900	7,900
33	武庫川鉄筋	尼崎市元浜町4丁目	3階建	24	4,650	7,650
34	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	4階建	12 20	5,100 特低 4,500	8,100 特低 7,500
34	武庫川鉄筋	尼崎市元浜町4丁目	3階建	12 12	4,850 特低 4,500	7,850 特低 7,100
35	武庫川鉄筋	尼崎市元浜町4丁目	4階建	32	5,250	8,250
35	杭瀬鉄筋	尼崎市常光寺西ノ町2丁目	4階建	19 19	小型 5,600 5,900	小型 7,900 8,900
36	杭瀬鉄筋	尼崎市常光寺西ノ町2丁目	4階建	24	6,400	9,400
36	南王子鉄筋	明石市南王子町	3階建	42	6,300	7,000
36	五位ノ池鉄筋	神戸市長田区五位ノ池町2丁目	5階建	60	6,500	9,500
36	神戸中村鉄筋	神戸市長田区真野町	5階建	30	6,700	9,500
36	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	70	6,200	7,000
37	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	30	6,500	7,200
37	杭瀬鉄筋	尼崎市杭瀬北新町2丁目	4階建	40	6,500	9,500
37	南王子鉄筋	明石市南王子町	3階建	48	6,300	7,000
37	立花鉄筋	尼崎市七松町3丁目	3階建	36	6,900	9,500
37	神戸中村鉄筋	神戸市長田区真野町	5階建	30	6,700	9,500
37	五位ノ池鉄筋	神戸市長田区五位ノ池町2丁目	5階建	30	6,700	9,700
38	玉津鉄筋	神戸市垂水区曙町	4階建	32	6,500	6,800
38	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台6丁目	5階建	70	7,400	9,700
38	元浜鉄筋	尼崎市元浜町2丁目	4階建	24	7,300	9,700

39	元浜鉄筋	尼崎市元浜町2丁目	4階建	40	7,300	9,700
39	明石南王子鉄筋	明石市南王子町	4階建 5階建	72	7,000	7,400
39	玉津鉄筋	神戸市垂水区曙町	3階建	24	6,700	6,800
39	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	30	7,000	7,400
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台2丁目	5階建	50	7,400	9,700
40	玉津鉄筋	神戸市垂水区曙町	4階建 3階建	56	6,700	6,800
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台4丁目	5階建	50	7,400	9,700
40	三田大池鉄筋	三田市558	4階建	24	7,400	8,200
41	明石舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台7丁目	5階建	160	7,800	9,700
41	三田大池鉄筋	三田市558	4階建	24	7,700	8,600
41	今津鉄筋	西宮市今津出在家町	4階建	24	7,600	9,700
42	明石舞子鉄筋	明石市松ケ丘1丁目	5階建	310	8,000	9,300
42	山の街鉄筋	神戸市北区緑町3丁目	5階建	60	8,300	9,100
43	明石舞子南鉄筋	明石市松ケ丘5丁目	5階建	240	8,000	9,300
43	浜(つばめ)鉄筋	尼崎市浜	5階建	50	8,200	9,700
44	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	40	8,200	8,400
44	明石舞子北鉄筋	神戸市垂水区神陵台6丁目	5階建	420	8,200	9,700
44	宝塚御所ノ前鉄筋	宝塚市伊子志4丁目	5階建	100	8,400	8,600
44	姫路西新町鉄筋	姫路市西新町	5階建	76	8,500	9,200
44	上坂部鉄筋	尼崎市上坂部	5階建	20	9,000	9,700
44	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	88	8,500	9,700
45	明石舞子北鉄筋	神戸市垂水区神陵台1丁目	5階建	150	8,800	9,700
45	浜(つばめ)鉄筋	尼崎市浜	5階建	20	9,000	9,700
45	姫路本町鉄筋	姫路市本町	5階建	32	8,500	9,700

第1種簡易耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月1日から昭和52年3月31日まで	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
25	津知ブロック	芦屋市津知町	2階建	24	円 7,700	円 12,700
26	鷹匠	明石市鷹匠町	2階建	16	7,500	11,700

27	新伊丹	伊丹市鈴原町4丁目	2階建	16	8,100	13,100
27	甲東園	西宮市上甲東園3丁目	2階建	40	7,900	12,900
27	武庫荘	尼崎市武庫町1丁目	2階建	40	7,950	12,950
27	深江テラス	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	20	7,900	12,900
27	深江ブロック	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	24	8,300	13,300
28	新伊丹	伊丹市鈴原町4丁目	2階建	16	8,300	13,300
28	朝日ケ丘テラス	芦屋市朝日ケ丘町	2階建	28	7,750	12,750
28	深江ブロック	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	100	7,800	12,800
29	城陽	姫路市北条	2階建	40	7,650	11,200
30	天井川	神戸市須磨区水野町	平家建	12	7,700	12,700
30	甲子園	西宮市甲子園網引町	2階建	8	8,450	13,450
30	立花	尼崎市上ノ島	2階建	24	8,000	13,000
30	城陽	姫路市北条	2階建 平家建	24 12	7,550 7.800	11,200 11,500
31	深江札場	神戸市東灘区深江北町3丁目	2階建 平家建	24 12	8,000 7,850	13,000 12,850
31	立花第2	尼崎市上ノ島	平家建	24	7,500	12,500
31	六軒町テラス	西宮市六軒町	2階建	16	7,250	12,250
31	甲子園	西宮市甲子園網引町	2階建	16	8,050	13,050
31	天神	姫路市大津区天神町2丁目	平家建	4	7,100	9,200
32	深江札場	神戸市東灘区深江北町3丁目	2階建	12	8,000	13,000
32	天神	姫路市大津区天神町2丁目	平家建	4	7,100	9,200
32	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建	20	7,350	12,350
33	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建	26	7,350	12,350
33	鴨子ケ原テラス	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原町3丁目	2階建	14	7,600	12,600
33	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	14 6	8,150 7,900	13,150 12,900
34	樋ノ口	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	34	8,100	11,900
34	鴨子ケ原	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原町3丁目	平家建	12	7,500	12,500
35	勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	16	7,500	8,100
35	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	6	8,300	13,300
35	鴨子ケ原テラス	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原町3丁目	2階建	4	8,500	13,500
35	樋ノ口	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	16	8,600	12,400
36	大庄テラス	尼崎市蓬川町	2階建	8	9,500	14,500

36	東二見南テラス	明石市二見町東二見	2階建	16	8,900	13,900
36	勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	23	8,400	8,600
36	東二見南	明石市二見町東二見	平家建	52	8,700	13,700
37	板宿テラス	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目	2階建	14	10,000	12,300
37	立花北テラス	尼崎市立花町3丁目	2階建	16	10,000	12,000
37	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	20	10,250	15,000
38	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	22	10,200	13,000
38	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	54	10,800	13,000
38	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	10	11,200	15,000
38	深江プレハブ	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	1	8,000	13,000
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	53	10,800	13,000
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台5丁目	2階建	30	10,800	13,000
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台6丁目	2階建	42	10,800	13,000
39	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	12	10,200	13,000
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	20	10,800	13,000
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	18	10,800	13,000
40	今津テラス	西宮市今津出在家町	2階建	16	9,800	14,800
41	三田大池テラス	三田市558	2階建	12	10,900	11,200
42	三田大池	三田市558	2階建	12	11,100	11,400
42	山の街テラス	神戸市北区緑町3丁目	2階建	4	11,800	12,000

第2種簡易耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月1日から昭和52年3月31日まで	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
30	深江大日	神戸市東灘区深江本町3丁目	平家建	16	円 4,600	円 4,700
30	玉津第2	神戸市垂水区曙町	平家建	12	3,900	6,900
31	西山	神戸市長田区西山町4丁目	平家建	10	5,750	8,750
32	西山	神戸市長田区西山町	平家建	10	5,750	8,750

		4丁目				
32	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	2階建	12	4,550	7,550
32	時友長ノ手	尼崎市時友	平家建	24	4,400	7,400
33	青木	神戸市東灘区北青木1丁目	平家建	1	4,250	7,250
33	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建2階建	12 12	4,450 4,550	7,450 7,550
33	川西	川西市花屋敷山手町	平家建	12	4,450	7,450
33	篠山池上	多紀郡篠山町池上	平家建	12	4,100	4,500
34	樋ノ口	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	12	5,150	8,150
34	青木	神戸市東灘区北青木1丁目	平家建	1	4,500	7,500
34	下食満	尼崎市下食満	平家建	30	5,090	8,090
34	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	55	4,350	6,300
34	三田	三田市3576—2	平家建	12	4,250	5,000
34	中広	赤穂市中廣	平家建	12	4,300	5,800
35	江井ケ島	明石市大久保町江井島	平家建	16	4,700	5,900
35	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	48	4,650	6,300
35	北難波	尼崎市西難波町6丁目	平家建	14	5,300	8,300
35	東二見北	明石市二見町東二見	平家建	17	4,800	6,000
35	柏原第三	氷上郡柏原町柏原	平家建	12	4,550	5,400
35	豊岡	豊岡市妙薬寺	平家建	12	4,600	5,400
35	三木	三木市宿原	平家建	12	4,800	6,100
36	南王子テラス	明石市南王子町	2階建	16	6,600	7,800
36	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	9	4,950	6,500
36	東二見北	明石市二見町東二見	平家建	12	5,000	6,200
36	東二見北	明石市二見町東二見	2階建	32	4,950	6,100
36	北条清水	加西市北条町西高室	平家建	18	4,850	5,700
36	福崎大門	神崎郡福崎町東田原	平家建	9	4,900	5,300
37	緑ケ丘	神戸市垂水区押部谷町西盛	平家建	28	6,550	7,700
37	姫路白浜	姫路市白浜町	平家建	24	5,600	7,400
38	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	16	5,300	5,600
38	加古川平岡	加古川市平岡町高畑	平家建	13	6,900	7,500
38	旭ケ丘	西脇市板波町	平家建	16	5,700	6,100
38	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	32	7,300	9,700
39	加古川平岡	加古川市平岡町高畑	平家建	7	6,900	7,500
39	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	15	6,800	7,000
39	北条高室	加西市北条町東高室	平家建	20	5,200	5,700
40	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	26	5,500	5,800
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	16	7,500	9,700
40	三田大池テラ	三田市558	2階建	10	7,500	9,200

	ス					
41	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	6	8,000	9,700
41	大久保テラス	明石市大久保町山手台1丁目	2階建	72	8,000	9,000
41	樋ノ口テラス	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	8	8,000	9,700
42	三田大池	三田市558	2階建	20	7,700	9,400
42	明石舞子テラス	明石市松ケ丘1丁目	2階建	8	8,700	9,700
44	大久保テラス	明石市大久保町山手台3丁目	2階建	36	8,100	9,200

第1種木造住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月1日から昭和52年3月31日まで	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
23	林崎第1	明石市貴崎2丁目	平家建	37	円 6,300	円 11,300
23	林崎第2	明石市貴崎2丁目	平家建	44	6,300	11,300
24	林崎第1	明石市貴崎3丁目	平家建	32	6,400	11,400
24	林崎第2	明石市貴崎3丁目	平家建	53	6,400	11,400
24	日ノ出第1	姫路市日出町3丁目	平家建	46	6,300	11,300
24	日ノ出第2	姫路市日出町3丁目	平家建	50	6,300	11,300
24	粟津	加古川市加古川町粟津	平家建	20	6,200	11,200
25	篠原北町	神戸市灘区篠原北町4丁目	平家建	18	6,900	11,900
25	青木	神戸市東灘区北青木1丁目	平家建	27	6,800	11,800
25	園田第1	尼崎市東園田町4丁目	平家建	16	6,800	11,800
25	園田第2	尼崎市東園田町9丁目	平家建	19	6,800	11,800
25	林崎	明石市貴崎4丁目	平家建	34	6,600	11,600
25	日ノ出第3	姫路市日出町3丁目	平家建	34	6,600	11,600
26	山手	芦屋市山手町	平家建	13	7,000	12,000
26	巽町	西宮市今津巽町	平家建	1	6,900	11,900
26	時友	尼崎市友行	平家建	20	7,600	12,600
26	西昆陽	尼崎市西昆陽	平家建	7	6,900	11,900
26	山崎第1	姫路市飾磨区矢倉町2丁目	平家建	19	6,800	9,500
26	山崎第2	姫路市飾磨区矢倉町2丁目	平家建	28	6,800	9,500
26	下溝第1	明石市林崎町3丁目	平家建	18	6,900	10,600
26	下溝第2	明石市林崎町3丁目	平家建	22	6,900	10,600

27	上ノ町	西宮市上之町	平家建	16	6,900	11,900
27	林崎	明石市貴崎4丁目	平家建	4	6,800	11,800
27	下溝	明石市林崎町3丁目	平家建	7	6,800	10,500
27	英賀第4	姫路市飾磨区英賀清水町3丁目	平家建	23	6,800	10,300
28	西明石	明石市西明石町2丁目	平家建	30	6,900	11,900
28	白浜第2	姫路市白浜町	平家建	24	6,900	11,000
28	白浜第2	姫路市白浜町	平家建	26	6,900	11,000
34	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	20	7,600	8,400
36	勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	11	8,700	9,400
38	姫路勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	4	9,300	10,200

第2種木造住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額	
					昭和51年7月1日から昭和52年3月31日まで	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
25	砂浜新田	西宮市南甲子園2丁目	平家建	4	円 3,950	円 6,950
25	小路大町	神戸市東灘区本山南町2丁目	平家建	18	3,950	6,950
25	打出大東	芦屋市大東町	平家建	15	3,950	6,950
26	久寿川	西宮市今津久寿川町	平家建	7	4,100	7,100
26	英賀第3	姫路市飾磨区英賀宮町2丁目	平家建	7	4,000	6,900
27	寺門	神戸市東灘区北青木2丁目	平家建	8	4,100	7,100
28	平開	西宮市笠屋町	平家建	3	4,200	7,200
28	中広	赤穂市中廣	平家建	20	4,000	5,100
29	花園	明石市西明石町5丁目	平家建	8	4,500	7,500
28	中広	赤穂市中廣	平家建	20	4,000	5,100
29	上ノ町	西宮市上之町	平家建	12	4,200	7,200
29	梅ノ井	高砂市伊保町伊保崎	平家建	16	4,000	5,100
30	中広	赤穂市中廣	平家建	14	4,000	5,100
31	六軒町	西宮市六軒町	平家建	10	4,700	7,700
31	尾崎	赤穂市尾崎	平家建	8	4,500	5,500
35	社家原	加東郡社町家原	平家建	15	4,950	5,100
36	神戸緑ケ丘	神戸市垂水区押部谷町西盛	平家建	10	6,400	7,700
36	旭ケ丘	西脇市板波町	平家建	10	5,450	6,000
36	三田加茂	三田市加茂	平家建	12	5,500	6,500
37	姫路刀出	姫路市刀出	平家建	12	5,900	6,700
37	八千代中野間	多可郡八千代町中野間	平家建	10	4,800	5,000
37	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	20	5,600	5,900
38	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	46	6,800	6,900
39	篠山西岡屋	多紀郡篠山町西岡屋	平家建	12	5,200	5,300
39	林田六九谷	姫路市林田町六九谷	平家建	20	5,000	5,300
42	篠山東岡屋	多紀郡篠山町東岡屋	平家建	6	7,300	7,800

一部改正〔昭和51年条例36号・44号・52年1号・6号〕

附　則（昭和51年6月4日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中赤穂尾崎鉄筋に係る部分は昭和51年7月1日から、同表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中市川坂戸鉄筋に係る部分及び同表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定は公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和51年10月規則第82号で、第1種中層耐火住宅のうち市川坂戸鉄筋住宅及び第1種簡易耐火住宅の山東末蔵テラス住宅に係る部分については、昭和51年10月1日から施行〕

附　則（昭和51年7月20日条例第36号）

この条例は、昭和51年7月21日から施行する。

附　則（昭和51年10月9日条例第44号）

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定（深江北鉄筋に係る部分に限る。）は公布の日から、同条中別表第1種高層耐火住宅の部に1項を加える改正規定、同表第1種中層耐火住宅の部の改正規定（家賃の改正に係る部分に限る。）及び同表第1種簡易耐火住宅の部に1項を加える改正規定並びに第2条の改正規定は昭和51年11月1日から施行する。

〔昭和51年12月規則第97号で、第1条中別表第1種中層耐火住宅の部に7項を加える改正規定（家島中山鉄筋に係る部分を除く。）及び同表第2種中層耐火住宅に1項を加える改正規定については、昭和51年12月1日から施行〕

〔昭和52年3月規則第22号で、第1条中別表第1種中層耐火住宅の部に7項を加える改正規定（家島中山鉄筋に係る部分に限る。）については、昭和52年3月25日から施行〕

附　則（昭和51年12月23日条例第53号）

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中和田山枚田鉄筋及び三原榎列鉄筋に係る部分は、昭和52年2月1日から施行する。

〔昭和52年3月規則第23号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち姫路大津鉄筋住宅及び尼崎西昆陽鉄筋住宅並びに第2種中層耐火住宅のうち姫路大津鉄筋住宅に係る部分　　昭和52年3月25日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち姫路勝原鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち姫路勝原鉄筋住宅に係る部分　　昭和52年4月10日

（3）　第1種中層耐火住宅のうち赤穂尾崎鉄筋住宅及び第1種簡易耐火住宅の春日石才テラス住宅に係る部分　　昭和52年5月20日〕

附　則（昭和52年2月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年3月12日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第5条第8号、第25条第1項及び第27条第1項の改正規定は昭和52年4月1日から、第1条中別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定、同表第2種中層耐火住宅の部に1項を加える改正規定及び同表第1種簡易耐火住宅の部に1項を加える改正規定は公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和52年7月規則第54号で、第1条中別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定、同表第2種中層耐火住宅の部に1項に加える改正規定及び同表第1種簡易耐火住宅の部に1項を加える改正規定については、昭和52年7月19日から施行〕

附　則（昭和52年6月7日条例第36号）

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和52年8月規則第60号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち宝塚山本鉄筋住宅に係る部分　　昭和52年8月10日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち姫路花田鉄筋住宅に係る部分　　昭和52年9月20日

（3）　第2種中層耐火住宅のうち姫路花田鉄筋住宅に係る部分　　昭和52年9月20日〕

附　則（昭和52年10月8日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中加古川城の宮鉄筋、太子天満山鉄筋及び東浦久留麻鉄筋に係る部分並びに同表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定中八鹿伊佐テラスに係る部分は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和53年1月規則第2号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種中層耐火住宅のうち加古川城の宮鉄筋住宅及び東浦久留麻鉄筋住宅に係る部分 昭和53年1月20日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち太子天満山鉄筋住宅に係る部分 昭和53年2月20日

(3) 第1種簡易耐火住宅のうち八鹿伊佐テラス住宅に係る部分 昭和53年3月1日〕

附 則(昭和53年3月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中大倉山鉄筋、西宮北口鉄筋、北難波鉄筋、高砂時光寺鉄筋及び赤穂尾崎鉄筋に係る部分、同表第2種中層耐火住宅の部の改正規定中大庄鉄筋及び高砂時光寺鉄筋に係る部分並びに同表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定中滝野北野テラスに係る部分は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和53年4月規則第49号で、第1種中層耐火住宅のうち大倉山鉄筋住宅、西宮北口鉄筋住宅及び北難波鉄筋住宅並びに第2種中層耐火住宅のうち大庄鉄筋住宅に係る部分については、昭和53年5月1日から施行〕

〔昭和53年6月規則第60号で、第1種中層耐火住宅のうち赤穂尾崎鉄筋住宅については、昭和53年6月20日から施行〕

〔昭和53年8月規則第82号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種中層耐火住宅のうち高砂時光寺鉄筋住宅に係る部分 昭和53年9月10日

(2) 第2種中層耐火住宅のうち高砂時光寺鉄筋住宅に係る部分 昭和53年9月10日

(3) 第1種簡易耐火住宅のうち滝野北野テラス住宅に係る部分 昭和53年8月20日〕

附 則(昭和53年6月6日条例第40号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和53年9月規則第93号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種簡易耐火住宅のうち三田テラス住宅に係る部分 昭和53年9月19日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち明石大久保第2鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち明石大久保第2鉄筋住宅に係る部分 昭和53年9月25日〕

附 則(昭和53年9月20日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和53年11月規則第101号で、第1種中層耐火住宅のうち伊丹鶴田鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち伊丹鶴田鉄筋住宅に係る部分については、昭和53年11月20日から施行〕

〔昭和53年12月規則第103号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種高層耐火住宅のうち明石舞子高層住宅に係る部分 昭和53年12月5日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち洲本上加茂鉄筋住宅に係る部分 昭和53年12月18日〕

〔昭和54年1月規則第4号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種中層耐火住宅のうち明石大久保第2鉄筋住宅及び西淡志知鉄筋住宅に係る部分 昭和54年1月20日

(2) 第1種中層耐火住宅のうち新多聞第2鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち新多聞第2鉄筋住宅に係る部分 昭和54年2月5日〕

〔昭和54年2月規則第10号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

(1) 第1種簡易耐火住宅のうち浜坂三谷テラス住宅に係る部分 昭和54年2月26日

(2) 第1種高層耐火住宅のうち芦屋浜高層住宅に係る部分 昭和54年3月15日〕

(家賃の特例)

2 次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から当該住宅

ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）				
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和54年3月31日まで	昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで
第1種高層耐火住宅	49	芦屋浜高層	芦屋市高浜町及び若葉町	14階建	596	昭和58年3月31日	円 35,000	円 35,000	円 37,000	円 39,500	円 42,000
	50	明石舞子高層	神戸市垂水区南多聞台1丁目	14階建	120	昭和58年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000	44,500
					58	昭和56年3月31日	30,000	32,000	34,000		
第1種中層耐火住宅	51	新多聞第2鉄筋	神戸市垂水区本多聞2丁目	5階建	20	昭和56年3月31日	40,000	40,000	42,500		
					20	昭和55年3月31日	35,000	35,000			
				2階建	50	昭和58年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,500	42,000
	52	伊丹鶴田鉄筋	伊丹市荒牧	5階建	20	昭和55年3月31日	40,000	42,000			
					60	昭和54年3月31日	35,000				

附　則（昭和53年12月20日条例第51号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2種中層耐火住宅の部の改正規定は、昭和54年2月1日から施行する。（昭和54年3月規則第18号で、同54年3月16日から施行）

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）				
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和54年3月31日まで	昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで
第1種高層耐火住宅	51	西宮笠屋高層	西宮市笠屋町	9階建	42	昭和58年3月31日	円 35,000	円 35,000	円 37,000	円 39,500	円 42,000
					22	昭和58年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,500	42,000
					6	昭和58年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,500	42,000
					2	昭和57年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,500	
	52	西宮笠屋高層	西宮市笠屋町	9階建	2	昭和58年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,500	42,000

附　則（昭和54年3月1日条例第6号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1種中層耐火住宅の部の改正規定中西宮南甲子園鉄筋、尼崎園田北鉄筋及び津名塩尾鉄筋に係る部分は公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条第1項の改正規定は昭和54年7月1日から施行する。

〔昭和54年5月規則第64号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち西宮南甲子園鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年5月25日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち尼崎園田北鉄筋住宅及び津名塩尾鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年5月30日〕

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）				
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和55年3月31日まで	昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで
第1種中層耐火住宅	52	新多聞第2鉄筋	神戸市垂水区本多聞2丁目	5階建	80	昭和57年3月31日	円 35,000	円 37,000	円 39,500	円	円
	52	西宮南甲子園鉄筋	西宮市南甲子園2丁目	5階建	54	昭和59年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000	44,500
	52	尼崎園田北鉄筋	尼崎市東園田町4丁目	3階建	12	昭和58年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000	

附　則（昭和54年6月11日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和54年7月規則第81号の2で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種高層耐火住宅のうち伊丹鶴田高層住宅に係る部分　　昭和54年7月20日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち伊丹西野第2鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年7月27日

（3）　第1種中層耐火住宅のうち宝塚山本第2鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年8月9日

（4）　第2種中層耐火住宅のうち宝塚山本第2鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年8月9日

（5）　第1種高層耐火住宅のうち尼崎東難波高層住宅に係る部分　　昭和54年8月25日

（6）　第1種中層耐火住宅のうち洲本上加茂鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年9月6日

（7）　第1種中層耐火住宅のうち東浦久留麻鉄筋住宅に係る部分　　昭和54年9月10日〕

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）			
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和55年3月31日まで	昭和55年4月1日から昭和56年3月31日ま	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日ま	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日ま

								で	で	で
第1種高層耐火住宅	52	尼崎東難波高層	尼崎市東難波町3丁目	11階建	187	昭和57年3月31日	円 35,000	円 37,000	円 39,500	円
					6	昭和58年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000
	52	伊丹鶴田高層	伊丹市荒牧	11階建	166	昭和57年3月31日	35,000	37,000	39,500	
第1種中層耐火住宅	53	伊丹西野第2鉄筋	伊丹市西野	5階建	40	昭和55年3月31日	35,000			
	53	宝●山本第2鉄筋	宝●市山本丸橋4丁目	5階建	52	昭和55年3月31日	35,000			

附　則（昭和54年10月4日条例第37号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和54年11月規則第111号で、第5条第6号及び第7号、第6条第3号ア、イ、及びウ並びに附則第7項及び附則第8項の改正規定については、昭和54年11月24日から施行〕

〔昭和54年11月規則第113号で、第1種高層耐火住宅のうち西宮巽高層住宅及び第2種高層耐火住宅のうち西宮巽高層住宅に係る部分については、昭和54年11月27日から施行〕

〔昭和54年12月規則第116号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち西宮巽鉄筋住宅に係る部分　昭和54年12月22日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち柏原南多田鉄筋住宅に係る部分　昭和55年1月18日

（3）　第1種中層耐火住宅のうち姫路野里鉄筋住宅及び第2種中層耐火住宅のうち姫路野里鉄筋住宅に係る部分　昭和55年1月22日

（4）　第1種中層耐火住宅のうち南淡賀集鉄筋住宅に係る部分　昭和55年1月28日

（5）　第1種中層耐火住宅のうち尼崎浜つばめ高層住宅に係る部分　昭和55年1月28日

（6）　第1種中層耐火住宅のうち三田高次鉄筋住宅及び第1種簡易耐火住宅のうち三田高次テラスに係る部分　昭和55年1月29日

（7）　第1種高層耐火住宅のうち尼崎久々知西高層住宅に係る部分　昭和55年1月30日〕

〔昭和55年2月規則第4号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち加古川平岡鉄筋住宅に係る部分　昭和55年2月13日

（2）　第2種中層耐火住宅のうち有瀬鉄筋住宅に係る部分　昭和55年3月26日〕

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅	期日	家賃（1戸当たり月額）

種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和55年3月31日まで	昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで
第1種高層耐火住宅	52	尼崎久々知西高層	尼崎市久々知西町2丁目	9階建	161	昭和59年3月31日	円 35,000	円 35,000	円 37,000	円 39,000	円 41,000
					18	昭和59年3月31日	35,000	35,000	38,000	41,000	44,000
	52	西宮巽高層	西宮市今津巽町	11階建	40	昭和59年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000	44,500
	53	尼崎浜つばめ高層	尼崎市浜	7階建	71	昭和59年3月31日	35,000	35,000	37,000	39,000	41,000
					13	昭和59年3月31日	35,000	35,000	38,000	41,000	44,000
第1種中層耐火住宅	53	西宮巽鉄筋	西宮市今津巽町	3階建	18	昭和59年3月31日	35,000	37,000	39,500	42,000	44,500

附　則（昭和55年3月12日条例第2号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定及び第35条の次に1条を加える改正規定は昭和55年4月1日から、第16条第2項の改正規定並びに別表第1種高層耐火住宅の部の改正規定、同表第1種中層耐火住宅の部の改正規定、同表第2種中層耐火住宅の部の改正規定及び同表第1種簡易耐火住宅の部の改正規定は公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和55年3月規則第11号で、第1種中層耐火住宅のうち高砂鉄筋住宅に係る部分及び第2種中層耐火住宅のうち高砂鉄筋住宅に係る部分については、昭和55年3月26日から施行〕

〔昭和55年5月規則第57号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1） 第1種中層耐火住宅のうち本庄鉄筋住宅に係る部分 昭和55年6月1日
（2） 第1種高層耐火住宅のうち有瀬高層住宅に係る部分 昭和55年6月11日
（3） 第1種中層耐火住宅のうち明石大久保南鉄筋住宅に係る部分及び第2種中層耐火住宅のうち明石大久保南鉄筋住宅に係る部分 昭和55年7月2日
（4） 第1種中層耐火住宅のうち姫路青山第3鉄筋住宅に係る部分 昭和55年7月11日
（5） 第1種簡易耐火住宅のうち津名志筑テラス住宅に係る部分 昭和55年7月14日
（6） 第16条第2項の改正規定 昭和55年8月1日〕

（家賃の特例）

2 次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）		
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで
第1種高層耐火住宅	53	有瀬高層	神戸市垂水区伊川谷町有瀬	11階建	170	昭和58年3月31日	円 36,500	円 39,000	円 41,000
第1種中層耐火住宅	53	姫路青山第3鉄筋	姫路市青山	5階建	80	昭和56年3月31日	36,500		
	53	明石大久保南鉄筋	明石市大久保町西脇	5階建	36	昭和56年3月31日	36,500		
					100		36,500		

附 則（昭和55年6月5日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和55年8月規則第79号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行
（1） 第2種中層耐火住宅のうち元浜鉄筋住宅に係る部分 昭和55年8月1日
（2） 第1種中層耐火住宅のうち姫路野里鉄筋住宅に係る部分 昭和55年8月20日
（3） 第1種中層耐火住宅のうち大開鉄筋住宅及び尼崎園田北鉄筋住宅に係る部分 昭和55年9月1日
（4） 第1種高層耐火住宅のうち尼崎長洲高層住宅に係る部分 昭和55年9月10日
（5） 第1種中層耐火住宅のうち氷上成松鉄筋住宅に係る部分 昭和55年10月1日〕

（家賃の特例）

2 次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）			
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭	昭和56年4月	昭和57年4月	昭和58年4月

							和56年3月31日まで	1日から昭和57年3月31日まで	1日から昭和58年3月31日まで	1日から昭和59年3月31日まで
第1種高層耐火住宅	53	尼崎長洲高層	尼崎市長洲本通2丁目	9階建	77	昭和59年3月31日	円 36,500	円 39,000	円 41,000	円 43,000
第1種中層耐火住宅	30	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	16	昭和56年3月31日	36,500			
	53	尼崎園田北鉄筋	尼崎市東園田町4丁目	3階建	23	昭和59年3月31日	36,500	39,000	41,000	43,000

附　則（昭和55年10月10日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和55年10月規則第97号で、同55年11月1日から施行〕

附　則（昭和55年11月21日条例第43号）

この条例は、昭和55年12月1日から施行する。

附　則（昭和55年12月18日条例第45号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和56年3月規則第6号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種中層耐火住宅のうち明石大久保南鉄筋住宅に係る部分　昭和56年3月13日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち高砂鉄筋住宅に係る部分及び第2種中層耐火住宅のうち高砂鉄筋住宅に係る部分　昭和56年3月17日

（3）　第1種簡易耐火住宅のうち西脇鹿野テラス住宅に係る部分　昭和56年3月23日

（4）　第1種中層耐火住宅のうち加古川野口鉄筋住宅に係る部分及び第2種中層耐火住宅のうち加古川野口鉄筋住宅に係る部分　昭和56年3月25日

（5）　第1種中層耐火住宅のうち姫路矢倉鉄筋住宅に係る部分　昭和56年3月28日〕

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅						期日	家賃（1戸当たり月額）			
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数		施行日から昭和56年3月31日まで	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで
第1	54	姫路矢	姫路市飾	4階建	21	昭和57年	円	円	円	円

種中層耐火住宅		倉鉄筋	磨区矢倉町2丁目			3月31日	36,500	36,500		
	54	明石大久保南鉄筋	明石市大久保町西脇	5階建	60	昭和58年3月31日	36,500	36,500	39,000	
	54	高砂鉄筋	高砂市高砂町西畑町	3階建	57	昭和59年3月31日	36,500	36,500	39,000	41,500

附　則（昭和56年3月27日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

（家賃の特例等）

2　附則別表に掲げる住宅に係る家賃は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和57年3月31日までの間は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定にかかわらず、同表に定める額とする。ただし、改正後の条例別表第2の適用を受けることとなる者及び施行日以後に入居した者に係る家賃については、この限りでない。

3　施行日前に改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条の2第1項に規定する高額の収入があると認められた者にあつては、改正後の条例第26条の2第1項の規定にかかわらず、同項の通知を要しないものとする。

4　前項の通知を要しない者に係る改正後の条例第16条第1項の規定による家賃を徴収する月は、昭和56年7月とする。

5　兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年兵庫県条例第46号）附則第2項及び兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年兵庫県条例第51号）附則第2項中「別表」とあるのは「別表第1」と読み替えるものとする。

附則別表

第1種高層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額
					昭和56年7月1日から昭和57年3月31日まで
46	上湊川高層	神戸市兵庫区荒田町4丁目	14階建	56	円 15,500
46	鈴蘭台高層	神戸市北区山田町小部	11階建	248	14,800
46	仁川高層	西宮市仁川町2丁目	9階建	202	17,500
47	玉津王塚高層	神戸市垂水区王塚台4丁目	11階建	148	17,800
47	玉津南高層	神戸市垂水区枝吉1丁目	11階建	160	17,800
47	立花北高層	尼崎市立花町3丁目	9階建	120	24,500
47	伊川谷高層	神戸市垂水区伊川谷町有瀬	11階建（一部9階建）	246	22,500
48	伊川谷高層	神戸市垂水区伊川谷町有瀬	11階建（一部9階建）	71	22,500
48	加古川船頭高層	加古川市米田町船頭	11階建	270	25,000

第2種高層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
46	上湊川高層	神戸市兵庫区荒田町4丁目	14階建	196	円 11,200

第1種中層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
24	高羽鉄筋	神戸市灘区楠丘町3丁目	4階建	96	円 16,500
24	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	13,900
24	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24	12,400
25	高羽鉄筋	神戸市灘区楠丘町3丁目	4階建	48	16,500
25	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	14,500
25	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24	19,400
24	鷹匠鉄筋	明石市鷹匠町	4階建	24	17,300
26	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	15,500
				48	15,800
27	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	24	20,500
28	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	15,800
29	林崎鉄筋	明石市宮の上	4階建	32	11,900
29	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	96	16,500
29	西宮北口鉄筋	西宮市高松町	4階建	48	15,800
30	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	32	16,500
31	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	4階建	48	16,500
				16	17,500
32	大開鉄筋	神戸市兵庫区大開通8丁目	5階建	64	1階から 4階まで　16,500 5階　16,400
32	高丸鉄筋 (1号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	21,000
33	高丸鉄筋 (2号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	21,000
33	高丸鉄筋 (3号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	24	14,000
33	高丸鉄筋 (5号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	32	14,000
33	武庫川鉄筋	尼崎市元浜町4丁目	4階建	24	12,400
34	高丸鉄筋 (7、8号棟)	神戸市垂水区高丸5丁目	6階建	118	1階から 4階まで　14,300 5階及び6階　14,200
35	高丸鉄筋 (4、6、9、	神戸市垂水区高丸5丁目	4階建	110	15,000

	１０号棟）				
３６	大庄鉄筋	尼崎市蓬川町	４階建	３２	２２，８００
３６	烏帽子鉄筋	神戸市灘区烏帽子町１丁目	５階建	４０	１階から ４階まで　１５，２００ ５階　１５，０００
３７	板宿鉄筋	神戸市須磨区禅昌寺町１丁目	５階建	４０	１階から ４階まで　１２，１００ ５階　１１，９００
３７	烏帽子鉄筋	神戸市灘区烏帽子町１丁目	５階建	３０	１階から ４階まで　１５，４００ ５階　１５，２００
３８	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	５階建	８０	１階から ４階まで　１２，３００ ５階　１２，２００
３８	神戸大日鉄筋	神戸市中央区大日通１丁目	６階建	１０７	Ｓ型 １階から ４階まで　１６，５００ ５階及び６階　１６，４００ Ａ型 １階から ４階まで　１５，５００ ５階及び６階　１５，４００ Ｂ型 １階から ４階まで　１７，０００ ５階及び６階　１６，９００ Ｃ型 １階から ４階まで　１７，０００ ５階及び６階　１６，９００ Ｄ型 １階から ４階まで　１７，５００ ５階及び６階　１７，４００
３８	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台６丁目	５階建	９０	１階から ４階まで　１２，１００ ５階　１１，９００
３９	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台６丁目	５階建	５０	１階から ４階まで　１２，１００ ５階　１１，９００
３９	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	５階建	８０	１階から ４階まで　１２，３００ ５階　１２，２００
３９	尼崎立花鉄筋	尼崎市七松町３丁目	５階建	５０	１階から ４階まで　１４，４００ ５階　１４，３００
３９	尼崎西川鉄筋	尼崎市西川	５階建	６２	１階から ４階まで　１４，０００ ５階　１３，９００

39	姫路広畑鉄筋	姫路市広畑区北野町2丁目	5階建	40	1階から 4階まで　9,400 5階　9,200
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台4丁目	5階建	60	1階から 4階まで　12,800 5階　12,600
40	西宮浜松原鉄筋	西宮市浜松原町	5階建	159	1階から 4階まで　12,300 5階　12,200
40	伊丹中野鉄筋	伊丹市中野	5階建	129	1階から 4階まで　9,100 5階　9,000
41	明石舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台6丁目及び7丁目	5階建	260	1階から 4階まで　14,000 5階　13,900
41	姫路御国野鉄筋	姫路市御国野町国分寺	5階建	40	1階から 4階まで　9,700 5階　9,500
41	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台1丁目	5階建	30	1階から 4階まで　10,400 5階　10,200
41	浜鉄筋	尼崎市浜	5階建	49	1階から 4階まで　13,800 5階　13,700
41	今津鉄筋	西宮市今津出在家町	5階建	59	1階から 4階まで　16,000 5階　15,900
42	明石舞子鉄筋	明石市松が丘1丁目	5階建	250	1階から 4階まで　14,000 5階　13,900
42	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台1丁目	5階建	40	1階から 4階まで　10,900 5階　10,700
42	加古川神野鉄筋	加古川市新神野7丁目	4階建	48	9,100
42	浜鉄筋	尼崎市浜	5階建	80	1階から 4階まで　15,100 5階　15,000
42	杭瀬鉄筋	尼崎市杭瀬北新町2丁目	4階建	8	15,900
42	姫路西庄鉄筋	姫路市西庄	5階建	70	1階から 4階まで　11,100 5階　11,000
42	山の街鉄筋	神戸市北区緑町3丁目	5階建	40	1階から 4階まで　12,800 5階　12,700
43	加古川神野鉄筋	加古川市新神野7丁目	4階建	48	9,600
43	姫路夢前台鉄筋	姫路市広畑区西夢前台5丁目	5階建	100	1階から 4階まで　10,500 5階　10,400

43	浜鉄筋	尼崎市浜	5階建	50	1階から 4階まで　16,000 5階　15,900
43	明石舞子南鉄筋	明石市松が丘5丁目	5階建	170	1階から 4階まで　14,000 5階　13,900
43	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	30	1階から 4階まで　11,100 5階　10,900
43	伊丹野間鉄筋	伊丹市野間	5階建	210	1階から 4階まで　10,200 5階　10,100
43	下溝鉄筋	明石市林崎町3丁目	5階建	30	1階から 4階まで　11,100 5階　10,900
43	櫨塚鉄筋	西宮市櫨塚町	5階建	40	1階から 4階まで　15,600 5階　15,500
43	安倉鉄筋	宝塚市安倉西2丁目	5階建	120	1階から 4階まで　11,000 5階　10,800
44	洲本物部鉄筋	洲本市物部3丁目	4階建	32	9,700
44	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	100	1階から 4階まで　11,100 5階　10,900
44	加古川神野鉄筋	加古川市新神野5丁目	4階建	120	9,600
44	明石舞子北鉄筋	神戸市垂水区神陵台1丁目	5階建	380	1階から 4階まで　12,400 5階　12,300
44	上坂部鉄筋	尼崎市上坂部	5階建	40	1階から 4階まで　14,600 5階　14,500
44	伊丹小松原鉄筋	伊丹市西野	5階建	200	1階から 4階まで　10,700 5階　10,600
44	姫路東夢前台鉄筋	姫路市東夢前台2丁目	5階建	80	1階から 4階まで　9,600 5階　9,400
44	櫨塚鉄筋	西宮市櫨塚町	5階建	104	1階から 4階まで　15,600 5階　15,500
44	浜（つばめ）鉄筋	尼崎市浜	5階建	16	1階から 4階まで　14,800 5階　14,700
44	愛宕山鉄筋	西宮市愛宕山	5階建	70	1階から 4階まで　12,500 5階　12,400
45	浜（つばめ）鉄筋	尼崎市浜	5階建	14	1階から 4階まで　14,800

					5階 14,700
45	姫路城東鉄筋	姫路市睦町	5階建	70	1階から 4階まで 10,500 5階 10,400
45	姫路東夢前台鉄筋	姫路市東夢前台2丁目	5階建	120	1階から 4階まで 9,600 5階 9,400
45	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	150	1階から 4階まで 11,200 5階 11,000
45	三木大塚鉄筋	三木市大塚2丁目	5階建	40	1階から 4階まで 9,600 5階 9,500
45	白川台鉄筋	神戸市須磨区白川台2丁目	5階建	510	1階から 4階まで 12,100 5階 12,000
45	東垂水鉄筋	神戸市垂水区青山台6丁目	5階建	460	1階から 4階まで 11,500 5階 11,400
45	東町鉄筋	西宮市東町1丁目	5階建	40	1階から 4階まで 12,800 5階 12,700
45	宝塚小林鉄筋	宝塚市小林4丁目	5階建	260	1階から 4階まで 11,400 5階 11,300
45	白川台鉄筋	神戸市須磨区白川台2丁目	5階建	100	1階から 4階まで 12,100 5階 12,000
46	住吉台鉄筋	神戸市東灘区住吉町荒神山	5階建	240	1階から 4階まで 12,000 5階 11,800
				120	1階から 4階まで 15,000 5階 14,800
46	玉津北鉄筋	神戸市垂水区曙町	5階建	30	1階から 4階まで 11,100 5階 10,900
46	玉津王塚鉄筋	神戸市垂水区王塚台4丁目	5階建	290	1階から 4階まで 11,100 5階 10,900
46	玉津南鉄筋	神戸市垂水区枝吉1丁目	5階建	50	1階から 4階まで 11,500 5階 11,300
46	明石金ケ崎鉄筋	明石市魚住町金ケ崎	5階建	130	1階から 4階まで 11,100 5階 10,900
				70	1階から 4階まで 12,500 5階 12,300

46	姫路城東鉄筋	姫路市睦町	5階建	70	1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
46	姫路東夢前台鉄筋	姫路市東夢前台2丁目	5階建	30	1階から 4階まで　9,600 5階　9,300
46	姫路青山鉄筋	姫路市青山	5階建	70	1階から 4階まで　10,300 5階　10,000
46	加古川神野鉄筋	加古川市新神野5丁目	5階建	50	1階から 4階まで　9,700 5階　9,500
46	加古川西鉄筋	加古川市加古川町西河原	5階建	150	1階から 4階まで　11,100 5階　10,900
				50	1階から 4階まで　12,500 5階　12,300
46	高砂伊保鉄筋	高砂市伊保町伊保崎	5階建	260	1階から 4階まで　10,900 5階　10,600
46	三木大塚鉄筋	三木市大塚2丁目	5階建	60	1階から 4階まで　9,600 5階　9,400
46	洲本下内膳鉄筋	洲本市下内膳	5階建	30	1階から 4階まで　9,000 5階　8,800
46	東町鉄筋	西宮市東町1丁目	5階建	40	1階から 4階まで　12,800 5階　12,600
46	愛宕山鉄筋	西宮市愛宕山	3階建	36	12,500
			4階建	32	12,500
46	野寄鉄筋	神戸市東灘区本山町野寄	5階建	100	1階から 4階まで　14,500 5階　14,300
46	上甲子園鉄筋	西宮市上甲子園2丁目	5階建	100	1階から 4階まで　13,500 5階　13,300
46	加古川西鉄筋	加古川市加古川町西河原	5階建	190	1階から 4階まで　11,100 5階　10,900
				50	1階から 4階まで　12,500 5階　12,300
47	押部谷鉄筋	神戸市垂水区押部谷町福住	5階建	150	1階から 4階まで　10,800 5階　10,500
				50	1階から 4階まで　12,300

					5階 12,000
47	姫路江鮒鉄筋	姫路市豊富町甲丘1丁目	5階建	60	1階から 4階まで 9,900 5階 9,600
47	姫路青山鉄筋	姫路市青山	5階建	120	1階から 4階まで 10,800 5階 10,500
47	三木大塚鉄筋	三木市大塚2丁目	5階建	50	1階から 4階まで 10,000 5階 9,800
47	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町天満山	5階建	80	1階から 4階まで 10,100 5階 9,900
47	北淡浅野鉄筋	津名郡北淡町浅野神田	5階建	20	1階から 4階まで 9,500 5階 9,300
47	南淡福良鉄筋	三原郡南淡町福良丙	5階建	40	1階から 4階まで 9,500 5階 9,300
47	魚崎南鉄筋	神戸市東灘区魚崎南町2丁目	5階建	60	1階から 4階まで 14,500 5階 14,300
			3階建	12	14,500
47	尼崎立花北鉄筋	尼崎市立花町3丁目	5階建	40	1階から 4階まで 14,500 5階 14,300
47	明石長坂寺鉄筋	明石市魚住町長坂寺	5階建	280	1階から 4階まで 11,800 5階 11,500
				100	1階から 4階まで 13,300 5階 13,000
47	姫路江鮒鉄筋	姫路市豊富町甲丘1丁目	5階建	40	1階から 4階まで 9,900 5階 9,600
47	姫路下手野鉄筋	姫路市下手野	5階建	260	1階から 4階まで 10,900 5階 10,700
				40	1階から 4階まで 12,400 5階 12,200
47	洲本宇原鉄筋	洲本市宇原	5階建	30	1階から 4階まで 10,500 5階 10,300
47	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町原	5階建	70	1階から 4階まで 10,100 5階 9,900
47	押部谷鉄筋	神戸市垂水区押部谷町福住	5階建	70	1階から 4階まで 10,800

					5階　10,500
47	高砂米田鉄筋	高砂市米田町米田	5階建	180	1階から 4階まで　12,800 5階　12,500
				40	1階から 4階まで　13,800 5階　13,500
47	新多聞鉄筋	神戸市垂水区学が丘3丁目	5階建	150	1階から 4階まで　20,300 5階　20,100
				50	1階から 4階まで　21,600 5階　21,400
48	姫路江鮒鉄筋	姫路市豊富町甲丘1丁目	5階建	100	1階から 4階まで　14,000 5階　13,900
48	洲本宇原鉄筋	洲本市宇原	5階建	60	1階から 4階まで　14,000 5階　13,900
48	西脇谷町鉄筋	西脇市谷町	4階建	24	13,300
48	北淡浅野鉄筋	津名郡北淡町浅野神田	5階建	20	1階から 4階まで　13,000 5階　12,900
48	豊岡一本松鉄筋	豊岡市庄境	4階建	32	17,300
48	高砂米田鉄筋	高砂市米田町米田	5階建	340	1階から 4階まで　19,300 5階　19,100
48	市川坂戸鉄筋	神崎郡市川町坂戸	5階建	30	1階から 4階まで　17,500 5階　17,400
48	柏原南多田鉄筋	氷上郡柏原町南多田	5階建	49	1階から 4階まで　17,300 5階　17,100
48	一宮北山鉄筋	津名郡一宮町北山	5階建	30	1階から 4階まで　17,500 5階　17,400
48	姫路書写鉄筋	姫路市書写	5階建	110	1階から 4階まで　20,300 5階　20,100
48	姫路江鮒鉄筋	姫路市豊富町甲丘1丁目	5階建	150	1階から 4階まで　18,500 5階　18,400
48	西宮段上鉄筋	西宮市段上町3丁目	5階建	30	1階から 4階まで　26,000 5階　25,900
48	西宮老松鉄筋	西宮市老松町	5階建	50	1階から 4階まで　26,500 5階　26,400
48	小野垂井鉄筋	小野市垂井町	5階建	40	1階から

					4階まで　18,800 5階　18,600
48	社梶原鉄筋	加東郡社町梶原	5階建	40	1階から 4階まで　18,300 5階　18,100
48	播磨本荘鉄筋	加古郡播磨町本荘	5階建	120	1階から 4階まで　22,000 5階　21,900
48	姫路御着鉄筋	姫路市御国野町御着	5階建	160	1階から 4階まで　20,800 5階　20,600
48	姫路網干鉄筋	姫路市網干区津市場	5階建	120	1階から 4階まで　19,800 5階　19,600
48	播磨野添鉄筋	加古郡播磨町野添	5階建	100	1階から 4階まで　22,000 5階　21,900
48	加古川平岡鉄筋	加古川市平岡町土山	5階建	332	1階から 4階まで　21,000 5階　20,900
49	姫路書写鉄筋	姫路市書写	5階建	30	1階から 4階まで　21,000 5階　20,900
49	播磨本荘鉄筋	加古郡播磨町本荘	5階建	40	1階から 4階まで　22,000 5階　21,900
49	加古川平岡鉄筋	加古川市平岡町土山	5階建	8	1階から 4階まで　21,000 5階　20,900

第2種中層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
36	五位ノ池鉄筋	神戸市長田区五位ノ池町2丁目	5階建	60	円 1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
36	神戸中村鉄筋	神戸市長田区真野町	5階建	30	1階から 4階まで　10,300 5階　10,100
36	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	70	1階から 4階まで　7,800 5階　7,600
37	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	30	1階から 4階まで　8,000 5階　7,800
37	神戸中村鉄筋	神戸市長田区真野町	5階建	30	1階から 4階まで　10,300

					5階　10,100
37	五位ノ池鉄筋	神戸市長田区五位ノ池町2丁目	5階建	30	1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
38	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台6丁目	5階建	70	1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
39	明石南王子鉄筋	明石市南王子町	4階建 5階建	32 40	1階から 4階まで　8,100 5階　8,000
39	姫路白浜鉄筋	姫路市白浜町	5階建	30	1階から 4階まで　8,200 5階　8,000
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台2丁目	5階建	50	1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
40	西舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台4丁目	5階建	50	1階から 4階まで　10,500 5階　10,300
40	三田大池鉄筋	三田市558	4階建	24	8,900
41	明石舞子鉄筋	神戸市垂水区南多聞台7丁目	5階建	160	1階から 4階まで　10,700 5階　10,600
41	姫路御国野鉄筋	姫路市御国野町国分寺	5階建	50	1階から 4階まで　7,700 5階　7,500
41	三田大池鉄筋	三田市558	4階建	24	9,300
41	今津鉄筋	西宮市今津出在家町	4階建	24	10,700
42	明石舞子鉄筋	明石市松が丘1丁目	5階建	310	1階から 4階まで　10,300 5階　10,200
42	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台1丁目	5階建	50	1階から 4階まで　8,700 5階　8,500
42	姫路西庄鉄筋	姫路市西庄	5階建	140	1階から 4階まで　8,300 5階　8,200
42	山の街鉄筋	神戸市北区緑町3丁目	5階建	60	1階から 4階まで　10,100 5階　9,900
43	姫路夢前台鉄筋	姫路市広畑区西夢前台5丁目	5階建	50	1階から 4階まで　8,300 5階　8,200
43	明石舞子南鉄筋	明石市松が丘5丁目	5階建	240	1階から 4階まで　10,300 5階　10,200
43	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	20	1階から 4階まで　8,700 5階　8,500

43	伊丹野間鉄筋	伊丹市野間	5階建	180	1階から 4階まで 5階	 8,300 8,200
43	浜（つばめ）鉄筋	尼崎市浜	5階建	50	1階から 4階まで 5階	 10,700 10,600
43	明泉寺鉄筋	神戸市長田区明泉寺町２丁目	5階建	16	1階から 4階まで 5階	 10,300 10,200
43	安倉鉄筋	宝塚市安倉西２丁目	5階建	180	1階から 4階まで 5階	 9,800 9,600
44	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台３丁目	5階建	40	1階から 4階まで 5階	 9,100 8,900
44	明石舞子北鉄筋	神戸市垂水区神陵台６丁目	5階建	420	1階から 4階まで 5階	 10,300 10,200
44	伊丹小松原鉄筋	伊丹市西野	5階建	190	1階から 4階まで 5階	 9,000 8,900
44	宝塚御所ノ前鉄筋	宝塚市伊子志４丁目	5階建	100	1階から 4階まで 5階	 9,800 9,700
44	玉津鉄筋	神戸市垂水区曙町	5階建	44	1階から 4階まで 5階	 7,100 7,000
44	姫路西新町鉄筋	姫路市西新町	5階建	76	1階から 4階まで 5階	 10,600 10,400
44	上坂部鉄筋	尼崎市上坂部	5階建	20	1階から 4階まで 5階	 10,700 10,600
44	姫路本町鉄筋	姫路市本町	4階建	88		11,200
45	明石舞子北鉄筋	神戸市垂水区神陵台１丁目	5階建	150	1階から 4階まで 5階	 10,500 10,400
45	浜（つばめ）鉄筋	尼崎市浜	5階建	20	1階から 4階まで 5階	 10,700 10,600
45	姫路城東鉄筋	姫路市睦町	5階建	70	1階から 4階まで 5階	 7,800 7,700
45	姫路東夢前台鉄筋	姫路市東夢前台２丁目	5階建	40	1階から 4階まで 5階	 6,800 6,600
45	姫路本町鉄筋	姫路市本町	5階建	32	1階から 4階まで 5階	 11,200 11,100

45	大久保鉄筋	明石市大久保町山手台３丁目	5階建	40	1階から 4階まで　9,700 5階　9,500
45	加古川神野鉄筋	加古川市新神野7丁目	5階建	80	1階から 4階まで　8,600 5階　8,400
45	東垂水鉄筋	神戸市垂水区青山台6丁目	5階建	80	1階から 4階まで　9,600 5階　9,500
45	宝塚小林鉄筋	宝塚市小林4丁目	5階建	50	1階から 4階まで　10,200 5階　10,100
45	白川台鉄筋	神戸市須磨区白川台2丁目	5階建	60	1階から 4階まで　10,500 5階　10,400
46	住吉台鉄筋	神戸市東灘区住吉町荒神山	5階建	90	1階から 4階まで　9,100 5階　8,900
46	玉津北鉄筋	神戸市垂水区曙町	5階建	30	1階から 4階まで　8,300 5階　8,100
46	明石金ケ崎鉄筋	明石市魚住町金ケ崎	5階建	30	1階から 4階まで　8,300 5階　8,100
46	姫路城東鉄筋	姫路市睦町	5階建	40	1階から 4階まで　7,800 5階　7,600
46	姫路東夢前台鉄筋	姫路市東夢前台2丁目	5階建	30	1階から 4階まで　6,800 5階　6,500
46	加古川西鉄筋	加古川市加古川町西河原	5階建	60	1階から 4階まで　8,300 5階　8,100
46	高砂伊保鉄筋	高砂市伊保町伊保崎	5階建	50	1階から 4階まで　8,100 5階　7,800
46	加古川西鉄筋	加古川市加古川町西河原	5階建	50	1階から 4階まで　8,300 5階　8,100
47	押部谷鉄筋	神戸市垂水区押部谷町福住	5階建	80	1階から 4階まで　9,300 5階　9,000
47	姫路青山鉄筋	姫路市青山	5階建	50	1階から 4階まで　8,800 5階　8,500
47	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町天満山	5階建	30	1階から 4階まで　8,400 5階　8,200
47	玉津東鉄筋	神戸市垂水区持子1丁	5階建	50	1階から

		目			4階まで 10,100 5階 9,900
			4階建	24	10,100
47	玉津王塚鉄筋	神戸市垂水区王塚台5丁目	5階建	30	1階から 4階まで 10,100 5階 9,900
47	押部谷鉄筋	神戸市垂水区押部谷町福住	5階建	30	1階から 4階まで 9,300 5階 9,000
47	明石長坂寺鉄筋	明石市魚住町長坂寺	5階建	120	1階から 4階まで 9,500 5階 9,300
47	姫路下手野鉄筋	姫路市下手野	5階建	110	1階から 4階まで 8,900 5階 8,700
47	玉津王塚鉄筋	神戸市垂水区王塚台4丁目	4階建	16	10,500
			5階建	30	1階から 4階まで 10,500 5階 10,300
47	高砂米田鉄筋	高砂市米田町米田	5階建	100	1階から 4階まで 9,900 5階 9,600
47	新多聞鉄筋	神戸市垂水区学が丘3丁目	5階建	70	1階から 4階まで 14,300 5階 14,200
48	伊川谷鉄筋	神戸市垂水区伊川谷町有瀬	5階建	50	1階から 4階まで 14,300 5階 14,200
48	高砂米田鉄筋	高砂市米田町米田	5階建	150	1階から 4階まで 14,100 5階 13,900
48	姫路書写鉄筋	姫路市書写	5階建	60	1階から 4階まで 16,300 5階 16,100
48	姫路江鮒鉄筋	姫路市豊富町甲丘1丁目	5階建	10	1階から 4階まで 15,000 5階 14,900
48	西宮老松鉄筋	西宮市老松町	5階建	30	1階から 4階まで 21,000 5階 20,900
48	小野垂井鉄筋	小野市垂井町	5階建	30	1階から 4階まで 15,800 5階 15,600
48	社梶原鉄筋	加東郡社町梶原	5階建	20	1階から 4階まで 15,300 5階 15,100
48	播磨本荘鉄筋	加古郡播磨町本荘	5階建	10	1階から 4階まで 17,500 5階 17,400

48	姫路御着鉄筋	姫路市御国野町御着	5階建	120	1階から 4階まで　16,800 5階　16,600
48	姫路網干鉄筋	姫路市網干区津市場	5階建	40	1階から 4階まで　15,800 5階　15,600
48	播磨野添鉄筋	加古郡播磨町野添	5階建	60	1階から 4階まで　17,500 5階　17,400
48	加古川平岡鉄筋	加古川市平岡町土山	5階建	140	1階から 4階まで　16,000 5階　15,900
49	播磨本荘鉄筋	加古郡播磨町本荘	5階建	20	1階から 4階まで　17,500 5階　17,400
49	加古川平岡鉄筋	加古川市平岡町土山	5階建	100	1階から 4階まで　16,000 5階　15,900

特別賃貸中層耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
39	西川鉄筋	尼崎市西川	5階建	70	円 20,000
40	伊丹中野鉄筋	伊丹市中野	5階建	100	18,900
41	明石舞子鉄筋	明石市松が丘1丁目	5階建	70	20,000
42	明石舞子南鉄筋	明石市松が丘5丁目	5階建	50	20,000

第1種簡易耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
25	津知ブロツク	芦屋市津知町	2階建	24	円 15,800
26	鷹匠	明石市鷹匠町	2階建	16	12,300
27	新伊丹	伊丹市鈴原町4丁目	2階建	16	15,800
27	甲東園	西宮市上甲東園3丁目	2階建	40	15,800
27	武庫荘	尼崎市武庫町1丁目	2階建	40	15,800
27	深江テラス	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	20	15,800
27	深江ブロツク	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	24	15,800
28	新伊丹	伊丹市鈴原町4丁目	2階建	16	15,800
28	朝日ケ丘テラス	芦屋市朝日丘町	2階建	28	15,800
28	深江ブロツク	神戸市東灘区深江北町2丁目	2階建	100	15,800
29	城陽	姫路市北条	2階建	40	11,800

３０	天井川	神戸市須磨区水野町	平家建	１２	１５，８００
３０	甲子園	西宮市甲子園網引町	２階建	８	１４，９００
３０	立花	尼崎市上ノ島	２階建	２４	１５，８００
３０	城陽	姫路市北条	２階建	２４	１１，８００
			平家建	１２	１２，１００
３１	深江札場	神戸市東灘区深江北町３丁目	２階建	２４	１５，８００
			平家建	１２	１５，８００
３１	立花第２	尼崎市上ノ島	平家建	２４	１５，８００
３１	六軒町テラス	西宮市六軒町	２階建	１６	１５，８００
３１	甲子園	西宮市甲子園網引町	２階建	１６	１４，９００
３１	家中	姫路市広畑区才	２階建	１６	７，２００
３１	天神	姫路市大津区天神町２丁目	平家建	４	９，７００
３２	深江札場	神戸市東灘区深江北町３丁目	２階建	１２	１５，８００
３２	家中	姫路市広畑区才	２階建	１６	７，５００
３２	天神	姫路市大津区天神町２丁目	平家建	４	９，７００
３２	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建	２０	１５，８００
３２	社町千鳥川	加東郡社町家原	平家建	１０	６，１００
３３	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建	２６	１５，８００
３３	旭ケ丘	西脇市板波町	平家建	１２	７，０００
３３	家中	姫路市広畑区才	２階建	２６	７，５００
３３	鴨子ケ原テラス	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原３丁目	２階建	１４	１５，８００
３３	高丸テラス	神戸市垂水区高丸５丁目	２階建	２０	１５，０００
３４	樋ノ口	西宮市樋ノ口町２丁目	２階建	３４	１２，７００
３４	鴨子ケ原	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原３丁目	平家建	１２	１５，８００
３４	江井ケ島	明石市大久保町江井島	平家建	２４	７，７００
３５	江井ケ島	明石市大久保町江井島	平家建	１６	７，７００
３５	勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	１６	８，６００
３５	高丸テラス	神戸市垂水区高丸５丁目	２階建	６	１５，０００
３５	鴨子ケ原テラス	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原３丁目	２階建	４	１５，８００
３５	樋ノ口	西宮市樋ノ口町２丁目	２階建	１６	１３，２００
３６	大庄テラス	尼崎市蓬川町	２階建	８	１６，０００
３６	東二見南テラス	明石市二見町東二見	２階建	１６	１５，７００
３６	勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	２３	９，１００
３６	豊岡高屋	豊岡市高屋	平家建	２０	７，５００
３６	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	平家建	２４	５，９００
３６	緑ケ丘	神戸市垂水区押部谷町西盛	平家建	２０	８，４００
３６	東二見南	明石市二見町東二見	平家建	５２	１５，２００
３７	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	平家建	５２	６，２００
３７	赤穂塩屋	赤穂市塩屋	平家建	２４	６，６００

37	明石魚住	明石市魚住町西岡	平家建	28	7,700
37	緑ケ丘	神戸市垂水区押部谷町西盛	平家建	14	9,000
37	明石魚住テラス	明石市魚住町西岡	2階建	35	8,100
37	板宿テラス	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目	2階建	14	13,600
37	立花北テラス	尼崎市立花町3丁目	2階建	16	12,800
37	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	20	15,800
38	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	平家建	28	6,300
38	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	22	14,000
38	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	54	13,900
38	高丸テラス	神戸市垂水区高丸5丁目	2階建	10	15,800
39	明石守池	明石市魚住町長坂寺	平家建	53	7,900
39	相生若狭野	相生市若狭野町八洞	平家建	20	7,400
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	53	13,900
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台5丁目	2階建	30	13,900
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台6丁目	2階建	42	13,900
39	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	12	14,000
39	加古川神野テラス	加古川市新神野7丁目	2階建	28	8,400
40	姫路今在家テラス	姫路市飾磨区今在家4丁目	2階建	51	9,700
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	20	13,900
40	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	26	7,000
40	西脇日野ケ丘	西脇市富吉南町	2階建	30	7,800
40	豊岡今森	豊岡市江本	平家建	10	7,300
40	加古川神野テラス	加古川市新神野7丁目	2階建	69	8,400
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	18	13,900
40	今津テラス	西宮市今津出在家町	2階建	16	16,000
40	新宮中野庄	揖保郡新宮町中野庄	平家建	17	7,300
41	三木朝日ケ丘	三木市別所町朝日ケ丘	2階建	25	9,000
41	西脇春日台	西脇市蒲江	平家建	12	7,600
41	新宮中野庄	揖保郡新宮町中野庄	平家建	16	7,400
41	姫路御国野テラス	姫路市御国野町国分寺	2階建	16	10,200
41	大久保テラス	明石市大久保町山手台1丁目	2階建	54	11,600
41	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	78	8,400

41	三田大池テラス	三田市558	2階建	12	11,900
41	篠山西岡屋	多紀郡篠山町西岡屋	平家建	10	8,500
42	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	54	8,400
42	三木朝日ケ丘	三木市別所町朝日ケ丘	2階建	16	9,000
42	三田大池	三田市558	2階建	12	12,100
42	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	2階建	9	8,000
42	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	2階建	6	7,200
42	西脇春日台	西脇市蒲江	平家建	17	7,900
42	小野久下山	小野市田園町	平家建	16	7,100
42	豊岡今森	豊岡市江本	平家建	4	7,600
42	豊岡今森テラス	豊岡市江本	2階建	14	7,800
42	姫路六角テラス	姫路市菅生台	2階建	18	10,000
42	小野久下山テラス	小野市田園町	2階建	6	8,800
42	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	2階建	12	8,800
42	赤穂湯ノ内	赤穂市大津	平家建	20	7,600
42	加古川神野テラス	加古川市新神野7丁目	2階建	18	8,400
42	山の街テラス	神戸市北区緑町3丁目	2階建	4	12,800
43	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目及び7丁目	2階建	52	8,400
43	赤穂湯ノ内	赤穂市大津	平家建	22	7,600
43	西脇日野ケ丘	西脇市富吉南町	平家建	16	8,400
43	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	平家建	8	7,000
43	出石松ノ内	出石郡出石町福住	平家建	10	8,800
43	洲本物部テラス	洲本市物部3丁目	2階建	16	9,700
43	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	2階建	12	8,800
43	稲美上新田	加古郡稲美町加古	平家建	16	8,200
43	三原掃守	三原郡三原町榎列松田	平家建	5	8,200
44	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	20	8,400
44	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	2階建	18	7,200
44	出石松ノ内	出石郡出石町福住	平家建	12	8,900
44	大久保テラス	明石市大久保町山手台3丁目	2階建	46	12,000
44	姫路江鮒テラス	姫路市豊富町甲丘1丁目	2階建	60	8,400
44	姫路書写テラス	姫路市書写台3丁目	2階建	6	10,600
44	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	2階建	12	9,000
44	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	11	10,700
44	赤穂湯ノ内	赤穂市大津	平家建	6	8,300
44	稲美上新田	加古郡稲美町加古	平家建	45	8,600
44	篠山糯ケ坪	多紀郡篠山町町糯ケ坪	平家建	12	8,900

44	姫路東夢前台テラス	姫路市東夢前台２丁目	２階建	25	9,400
44	東二見テラス	明石市二見町東二見	２階建	26	10,600
44	西脇日野ケ丘	西脇市富吉南町	平家建	8	8,700
45	姫路江鮒テラス	姫路市豊富町甲丘１丁目	２階建	38	8,400
45	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	２階建	12	9,100
45	加古川神野テラス	加古川市新神野１丁目、３丁目及び５丁目	２階建	182	8,500
45	篠山糯ケ坪テラス	多紀郡篠山町糯ケ坪	２階建	12	9,100
45	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	２階建	18	7,200
45	大久保テラス	明石市大久保町山手台２丁目	２階建	20	12,600
45	西脇谷町テラス	西脇市谷町	２階建	24	8,800
45	洲本下内膳テラス	洲本市下内膳	２階建	30	8,800
45	一宮安積テラス	宍粟郡一宮町安積	２階建	12	9,200
45	日高国府テラス	城崎郡日高町上石	２階建	12	7,500
46	姫路江鮒テラス	姫路市豊富町甲丘１丁目	２階建	40	8,500
46	加古川神野テラス	加古川市新神野５丁目及び７丁目	２階建	86	8,500
46	西脇谷町テラス	西脇市谷町	２階建	22	8,800
46	夢前清水谷テラス	飾磨郡夢前町置本	２階建	12	8,600
46	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	２階建	10	7,300
46	東条森テラス	加東郡東条町森	２階建	14	8,800
46	日高国府テラス	城崎郡日高町上石	２階建	16	7,500
46	篠山郡家テラス	多紀郡篠山町郡家	２階建	12	7,900
46	五色都志テラス	津名郡五色町都志	２階建	10	8,500
47	豊岡一本松テラス	豊岡市庄境	２階建	18	9,000
47	西脇谷町テラス	西脇市谷町	２階建	22	9,500
47	夢前清水谷テラス	飾磨郡夢前町置本	２階建	12	9,300
47	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	２階建	12	8,100
47	日高国府テラス	城崎郡日高町上石	２階建	18	8,300
47	出石和田山テラス	出石郡出石町寺町	２階建	11	8,200
47	村岡テラス	美方郡村岡町村岡	２階建	10	8,200
47	浜坂三谷テラス	美方郡浜坂町三谷	２階建	10	8,200
47	温泉町テラス	美方郡温泉町湯	２階建	10	8,200
47	養父広谷上野テラス	養父郡養父町東上野	２階建	12	8,200
47	篠山郡家テラス	多紀郡篠山町郡家	２階建	8	8,600
47	五色都志テラス	津名郡五色町都志	２階建	10	9,000

48	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	2階建	6	9,700
48	浜坂三谷テラス	美方郡浜坂町三谷	2階建	14	9,800
48	相生若狭野テラス	相生市若狭野八洞	2階建	23	17,000
48	豊岡一本松テラス	豊岡市庄境	2階建	12	16,500
48	夢前清水谷テラス	飾磨郡夢前町置本	2階建	16	17,000
48	出石和田山テラス	出石郡出石町寺町	2階建	8	16,500
48	養父広谷上野テラス	養父郡養父町上野	2階建	12	16,500
48	春日石才テラス	氷上郡春日町石才	2階建	20	15,800
48	五色都志テラス	津名郡五色町都志	2階建	11	16,500

第2種簡易耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
31	西山	神戸市長田区西山町4丁目	平家建	10	円 10,200
32	西山	神戸市長田区西山町4丁目	平家建	10	10,200
32	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	2階建	12	9,700
32	時友長ノ手	尼崎市時友	平家建	24	10,200
33	上ケ原	西宮市上ケ原五番町	平家建	12	10,200
			2階建	12	10,200
33	川西	川西市花屋敷山手町	平家建	12	10,200
33	篠山池上	多紀郡篠山町池上	平家建	12	4,800
34	樋ノ口	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	12	10,500
34	下食満	尼崎市下食満	平家建	30	10,200
34	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	55	6,700
34	三田	三田市3576—2	平家建	12	5,300
34	中広	赤穂市中廣	平家建	12	6,100
35	江井ケ島	明石市大久保町江井島	平家建	16	6,200
35	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	48	6,700
35	北難波	尼崎市西難波町6丁目	平家建	14	10,200
35	東二見北	明石市二見町東二見	平家建	17	6,300
35	柏原第三	氷上郡柏原町柏原	平家建	12	5,700
35	豊岡	豊岡市妙楽寺	平家建	12	5,700
35	三木	三木市宿原	平家建	12	6,500
35	竜野	竜野市誉田町広山	平家建	16	4,700
35	南王子テラス	明石市南王子町	2階建	16	8,500
36	東阿保	姫路市四郷町東阿保	平家建	9	6,900
36	東二見北	明石市二見町東二見	平家建	12	6,600
36	東二見北	明石市二見町東二見	2階建	32	6,700
36	北条清水	加西市北条町西高室	平家建	18	6,000
36	赤穂塩屋	赤穂市塩屋	平家建	12	5,100

36	福崎大門	神崎郡福崎町東田原	平家建	9	5,600
37	城崎桃島	城崎郡城崎町桃島	平家建	10	5,200
37	西脇大野	西脇市大野	平家建	10	5,600
37	太子松尾	揖保郡太子町佐用岡	平家建	10	5,000
37	緑ケ丘	神戸市垂水区押部谷町西盛	平家建	28	8,100
37	姫路白浜	姫路市白浜町	平家建	24	7,800
37	高砂伊保	高砂市伊保町伊保崎	2階建	12	5,900
38	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	16	5,900
38	旭ケ丘	西脇市板波町	平家建	16	6,500
38	小野中町	小野市中町	平家建	20	5,800
38	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	32	6,600
38	高砂伊保	高砂市伊保町伊保崎	2階建	12	6,100
38	尼崎西川テラス	尼崎市西川	2階建	32	10,700
38	市島竹田テラス	氷上郡市島町中竹田	2階建	18	5,400
39	明石守池	明石市魚住町長坂寺	平家建	40	6,700
39	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	15	7,400
39	高砂伊保	高砂市伊保町伊保崎	2階建	24	6,100
39	赤穂塩屋	赤穂市塩屋	平家建	20	5,700
39	北条高室	加西市北条町東高室	平家建	20	6,400
39	明石守池	明石市魚住町長坂寺	平家建	24	6,700
39	相生若狭野	相生市若狭野町八洞	平家建	20	5,500
39	加古川神野テラス	加古川市新神野7丁目	2階建	28	7,300
39	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	24	5,900
40	明石守池	明石市魚住町長坂寺	平家建	36	6,700
40	赤穂塩屋	赤穂市塩屋	平家建	30	5,700
40	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	26	6,300
40	高砂伊保	高砂市伊保町伊保崎	2階建	24	6,100
40	吉川渡瀬	美嚢郡吉川町渡瀬	平家建	16	5,100
40	姫路六角	姫路市菅生台	平家建	28	7,600
40	西脇日野ケ丘	西脇市富吉南町	平家建	20	6,800
40	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	16	10,500
40	加古川神野テラス	加古川市新神野7丁目	2階建	48	7,600
40	三木朝日ケ丘	三木市別所町朝日ケ丘	2階建	21	7,900
40	三田大池テラス	三田市558	2階建	10	9,900
41	三木朝日ケ丘	三木市別所町朝日ケ丘	2階建	7	7,900
41	市島竹田	氷上郡市島町中竹田	2階建	6	6,300
41	姫路六角	姫路市菅生台	平家建	20	8,000
41	西脇春日台	西脇市蒲江	平家建	28	6,600
41	小野久下山	小野市田園町	平家建	44	6,400
41	西舞子テラス	神戸市垂水区南多聞台2丁目	2階建	6	10,500

41	大久保テラス	明石市大久保町山手台1丁目	2階建	72	9,600
41	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	68	8,100
41	赤穂千鳥	赤穂市中廣	平家建	40	5,800
41	福崎福田	神崎郡福崎町福田	平家建	10	5,800
41	樋ノ口テラス	西宮市樋ノ口町2丁目	2階建	8	10,500
42	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	36	8,100
42	三木朝日ケ丘	三木市別所町朝日ケ丘	2階建	18	7,900
42	三田大池	三田市558	2階建	20	10,100
42	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	2階建	8	6,500
42	新宮向畑テラス	揖保郡新宮町新宮	2階建	6	6,700
42	西脇春日台	西脇市蒲江	平家建	16	6,900
42	小野久下山	小野市田園町	平家建	24	6,700
42	豊岡今森	豊岡市江本	平家建	12	6,300
42	市島竹田	氷上郡市島町中竹田	平家建	8	6,400
42	赤穂千鳥	赤穂市中廣	平家建	8	6,100
42	明石舞子テラス	明石市松が丘1丁目	2階建	8	10,500
42	姫路六角テラス	姫路市菅生台	2階建	16	8,300
42	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	2階建	12	6,900
42	豊岡今森テラス	豊岡市江本	2階建	6	6,600
42	赤穂湯ノ内	赤穂市大津	平家建	12	6,200
43	姫路六角テラス	姫路市菅生台	2階建	18	8,300
43	加古川神野テラス	加古川市新神野2丁目	2階建	54	8,200
43	赤穂湯ノ内	赤穂市大津	平家建	16	6,200
43	西脇日野ケ丘	西脇市富吉南町	平家建	10	7,300
43	新宮向畑	揖保郡新宮町新宮	平家建	8	7,000
43	姫路夢前台テラス	姫路市広畑区西夢前台5丁目	2階建	18	8,800
43	姫路書写テラス	姫路市書写台3丁目	2階建	64	8,700
43	洲本物部テラス	洲本市物部3丁目	2階建	16	8,100
43	相生若狭野テラス	相生市若狭野町八洞	2階建	24	7,300
43	稲美上新田	加古郡稲美町加古	平家建	16	6,100
43	三原掃守	三原郡三原町榎列松田	平家建	6	7,000
43	宝塚安倉テラス	宝塚市安倉西2丁目	2階建	8	9,800
44	大久保テラス	明石市大久保町山手台3丁目	2階建	36	9,800
44	洲本物部テラス	洲本市物部3丁目	2階建	20	8,100
44	姫路東夢前台テラス	姫路市東夢前台2丁目	2階建	33	6,600
44	加古川神野テラス	加古川市新神野5丁目	2階建	42	8,200
44	東二見テラス	明石市二見町東二見	2階建	30	8,200
46	上湊川テラス	神戸市兵庫区荒田町4丁	2階建	10	21,300

		目			

特別賃貸簡易耐火住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
41	鴨子ケ原	神戸市東灘区住吉鴨子ケ原3丁目	2階建	8	円 20,000

第1種木造住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
37	豊岡高屋	豊岡市高屋	平家建	16	円 8,400
37	姫路刀出	姫路市刀出	平家建	8	8,600
38	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	10	9,300
38	姫路勝原	姫路市勝原区下太田	平家建	4	10,800
41	上郡高嶺	赤穂郡上郡町山野里	平家建	12	7,300
41	山崎横須	宍粟郡山崎町横須	平家建	4	1戸建　7,200
				8	2戸建　6,900
42	稲美国安	加古郡稲美町国安	平家建	10	8,400
42	大河内新野	神崎郡大河内町新野	平家建	8	8,000
42	山崎横須	宍粟郡山崎町横須	平家建	2	7,700
				10	7,400
42	篠山東岡屋	多紀郡篠山町東岡屋	平家建	2	10,300
				10	10,000
42	出石松ノ内	出石郡出石町福住	平家建	6	8,300
43	大河内新野	神崎郡大河内町新野	平家建	10	8,800
43	南光徳久	佐用郡南光町下徳久	平家建	11	9,500
43	八鹿九鹿	養父郡八鹿町九鹿	平家建	14	9,600
43	篠山糯ケ坪	多紀郡篠山町糯ケ坪	平家建	16	9,600

第2種木造住宅

建設年度	住宅名	所在地	構造	戸数	1戸当たり家賃月額 昭和56年7月1日から 昭和57年3月31日まで
37	新宮觜崎	揖保郡新宮町觜崎	平家建	16	円 5,300
37	姫路刀出	姫路市刀出	平家建	12	7,100
37	赤穂千鳥	赤穂市中廣	平家建	18	5,800
37	太子松尾	揖保郡太子町佐用岡	平家建	6	5,000
37	八千代中野間	多可郡八千代町中野間	平家建	10	5,300
37	緑中筋	三原郡緑町広田中筋	平家建	10	5,400
37	夢前清水谷	飾磨郡夢前町置本	平家建	20	6,200
38	赤穂千鳥	赤穂市中廣	平家建	18	5,800

38	新宮觜崎	揖保郡新宮町觜崎	平家建	18	5,300
38	木幡	神戸市垂水区押部谷町木幡	平家建	46	7,300
39	竜野中臣	竜野市揖保町中臣	平家建	13	4,700
39	篠山西岡屋	多紀郡篠山町西岡屋	平家建	12	5,600
39	稲美国安	加古郡稲美町国安	平家建	31	5,500
39	林田六九谷	姫路市林田町六九谷	平家建	20	5,600
39	氷上石生	氷上郡氷上町石生	平家建	12	4,500
39	朝来新井	朝来郡朝来町新井	平家建	12	4,500
40	上郡高嶺	赤穂郡上郡町山野里	平家建	20	5,200
40	篠山西岡屋	多紀郡篠山町西岡屋	平家建	18	5,800
40	稲美国安	加古郡稲美町国安	平家建	34	6,600
41	上郡高嶺	赤穂郡上郡町山野里	平家建	6	6,200
41	稲美国安	加古郡稲美町国安	平家建	20	6,600
41	三日月	佐用郡三日月町三日月	平家建	20	5,800
41	氷上石生	氷上郡氷上町石生	平家建	8	5,300
41	大河内新野	神崎郡大河内町新野	平家建	10	5,700
42	稲美国安	加古郡稲美町国安	平家建	8	7,400
42	大河内新野	神崎郡大河内町新野	平家建	2	6,900
42	篠山東岡屋	多紀郡篠山町東岡屋	平家建	6	8,200
42	出石松ノ内	出石郡出石町福住	平家建	4	7,200

附　則（昭和56年6月6日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔昭和56年7月規則第78号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種高層耐火住宅のうち青木高層住宅に係る部分　昭和56年8月1日

（2）　第1種高層耐火住宅のうち宝塚中筋高層住宅に係る部分　昭和56年8月17日

（3）　第1種中層耐火住宅のうち桃山台第1鉄筋住宅及び桃山台第2鉄筋住宅に係る部分　昭和56年8月18日

（4）　第1種中層耐火住宅のうち緑広田鉄筋住宅に係る部分　昭和56年8月19日

（5）　第2種中層耐火住宅のうち明石金ケ崎第2鉄筋住宅に係る部分　昭和56年8月20日

（6）　第1種中層耐火住宅のうち尼崎今北鉄筋住宅に係る部分及び第2種中層耐火住宅のうち尼崎今北鉄筋住宅に係る部分　昭和56年8月24日〕

〔昭和56年10月規則第91号で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行

（1）　第1種高層耐火住宅のうち下畑高層住宅に係る部分　昭和56年10月29日

（2）　第1種中層耐火住宅のうち三田武庫が丘鉄筋住宅に係る部分　昭和56年10月30日

（3）　第1種中層耐火住宅のうち三木高木鉄筋住宅に係る部分　昭和56年12月1日〕

（家賃の特例）

2　次の表の左欄に掲げる住宅に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該住宅ごとに同表の中欄に掲げる日までの家賃は、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の区分に応じ同欄に定める額とする。

住宅					
種類	建設年度	名称	所在地	構造	戸数
第1種高層耐	53	青木高層	神戸市東灘区北青木1丁目	11階建	80
	53	下畑高層	神戸市垂水区下畑町	11階建	168
	53	宝塚中筋高層	宝塚市中筋	11階建	78

火住宅					4
第1種中層耐火住宅	54	桃山台第1鉄筋	神戸市垂水区桃山台1丁目	4階建	16 4
	54	桃山台第2鉄筋	神戸市垂水区桃山台1丁目	4階建	96 24
	54	尼崎今北鉄筋	尼崎市今北	5階建	29
	54	三田武庫が丘鉄筋	三田市武庫が丘4丁目	4階建	16
第2種中層耐火住宅	53	明石金ケ崎第2鉄筋	明石市魚住町金ケ崎	5階建	20
	54	尼崎今北鉄筋	尼崎市今北	5階建	20

期日	家賃(1戸当たり月額)				
	施行日から昭和57年3月31日まで	昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで
昭和61年3月31日	円 36,500	円 38,500	円 41,000	円 43,500	円 46,000
昭和61年3月31日	36,500	38,500	41,000	43,500	46,000
昭和61年3月31日	36,500	38,500	41,000	43,500	46,000
昭和61年3月31日	42,000	44,500	47,000	50,000	53,000
昭和58年3月31日	36,500	38,500			
昭和59年3月31日	36,500	38,500	41,000		
昭和58年3月31日	36,500	38,500			
昭和60年3月31日	36,500	38,500	41,000	43,500	
昭和60年3月31日	1階から4階まで 36,500 5階 36,200	1階から4階まで 38,500 5階 38,200	1階から4階まで 41,000 5階 40,700	1階から4階まで 43,500 5階 43,200	
昭和57年3月31日	36,500				
昭和57年3月31日	1階から4階まで 26,500 5階 26,200				
昭和59年3月31日	1階から4階まで 26,500 5階 26,200	1階から4階まで 28,000 5階 27,700	1階から4階まで 29,500 5階 29,200		

附　則(昭和56年7月28日条例第23号)

この条例は、昭和56年8月1日から施行する。

附　則(昭和56年12月19日条例第29号)

(施行期日)

1　この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第3条の規定により設置されている県営住宅については、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により設置されたものとみなして、この条例の規定を適用する。

3　この条例の施行の日前に改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可、承認その他の処分又は届け出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続きとみなす。

附　則(昭和57年6月5日条例第30号)

この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和57年7月規則第70号で、同57年8月1日から施行)

附　則（昭和61年６月６日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条第１項及び第27条第１項の改正規定は、昭和61年７月１日から施行する。

附　則（平成元年３月28日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して６箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成元年９月規則第62号で、同元年９月26日から施行）

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第３条第１項第３号により設置されている特別賃貸県営住宅については、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第１項第３号の規定により設置されたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。

3　この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた許可、承認その他の処分又は届出その他の手続は、それぞれ改正後の条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

附　則（平成６年12月24日条例第40号）

この条例は、平成７年１月１日から施行する。

附　則（平成７年７月18日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年12月19日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、平成10年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　公営住宅法の一部を改正する法律（平成８年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設については、平成10年３月31日までの間は、この条例による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「新条例」という。）第４条、第７条、第10条、第18条から第23条まで、第28条、第29条、第35条、第38条から第42条まで、第44条から第47条まで、第49条、第51条及び第53条から第56条までの規定は適用せず、この条例による改正前の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条、第６条、第12条から第15条まで、第16条、第17条、第22条、第25条から第28条まで、第30条、第32条、第34条、第35条及び附則第７項から第９項までの規定は、なおその効力を有する。

3　この条例の施行の日において現に県が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第６条に定める要件を満たさなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

4　新条例第23条第１項、第42条第１項又は第44条第１項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第２項の県営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年３月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については、附則第１項ただし書の規定にかかわらず、前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

5　平成10年４月１日において、附則第２項の県営住宅又は附則第３項の規定により新条例の規定に基づいて供給された県営住宅とみなされる住宅に旧条例第13条又は第22条第２項の承認を得て居住し、又は同居している者は、それぞれ新条例第20条又は第35条第２項の承認を受けたものとみなす。

6　平成10年４月１日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

（県営住宅事業特別会計条例の一部改正）

7　県営住宅事業特別会計条例（昭和39年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第１条中「建設」を「整備」に改める。

第２条中「住宅建設事業費」を「住宅整備事業費」に改める。

附　則（平成10年３月12日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、平成10年１月17日から適用する。

附　則（平成11年３月３日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年10月８日条例第47号）

この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成11年10月規則第81号で、同11年10月22日から施行）

附　則（平成12年3月31日条例第44号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年10月11日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年10月11日条例第44号）

この条例は、平成13年11月１日から施行する。

附　則（平成14年３月11日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年７月１日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年３月26日条例第30号）

この条例は、平成16年７月１日から施行する。

附　則（平成18年３月24日条例第36号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第５条並びに第７条第２号イ、ウ及びクの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に50歳以上であった者の県営住宅の入居者の資格については、改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第２号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　改正後の条例第48条の規定は、平成18年７月１日以後において県営住宅を明け渡そうとする者から適用し、同日前までに県営住宅を明け渡そうとする者については、なお従前の例による。

附　則（平成19年７月２日条例第40号）

この条例は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月24日条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第64条から第71条までの規定は、規則で定める県営住宅の駐車場については、平成20年10月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

３　この条例の施行の際現に兵庫県住宅供給公社が設置する駐車場であってこの条例の施行の日において県営住宅の駐車場となるものを利用している者は、当該駐車場について改正後の条例第64条第１項の規定による許可を受けた者とみなす。

４　附則第２項に規定する規則で定める県営住宅の駐車場に係る改正後の条例第64条第１項の規定による許可に関し必要な手続その他の行為は、適用日前においても、改正後の条例第65条から第69条まで及び第71条の規定の例によりすることができる。

附　則（平成20年６月13日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月19日条例第22号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成23年10月7日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年10月7日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年3月21日条例第5号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者に対する第1条の規定による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の県営住宅条例」という。）第38条第1項の規定の適用については、改正後の県営住宅条例第7条第1項第3号及び第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例（以下「改正前の兵庫県立自然公園条例」という。）第7条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第2条の規定による改正後の兵庫県立自然公園条例（以下「改正後の兵庫県立自然公園条例」という。）第7条第3項の規定による協議書及び同条第4項の規定による添付書類とみなす。

4　この条例の施行の際現に改正前の兵庫県立自然公園条例第7条第5項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の兵庫県立自然公園条例第7条第6項の規定による協議書及び同条第7項において準用する同条第4項の規定による添付書類とみなす。

附　則（平成25年3月5日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に1項を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成25年10月8日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月20日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年10月7日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年12月15日条例第46号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附　則（平成27年3月19日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月23日条例第26号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。